

近世オランダ貿易の成立と展開

八百, 啓介

<https://doi.org/10.11501/3123170>

出版情報：九州大学, 1996, 博士（文学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：

近世オランダ貿易の成立と展開

八百零九

近世オランダ貿易の成立と展開 目次

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 序論 長崎貿易におけるオランダ貿易の研究方法与視点について | ……………1-15頁 |
| 第一節 幕藩 国家における貿易について | (1-6) |
| 第二節 オランダ貿易研究の現状と特色 | (6-11) |
| 第三節 本研究の分析の視点と方法 | (11-13) |
| 第四節 本論の構成について | (13-15) |
| | |
| 第一部 一七世紀のオランダ貿易 | |
| 第一章 「鎖国」の形成とオランダ商館 | ……………16-47頁 |
| はじめに | (16) |
| 第一節 平戸時代のオランダ商館と幕府の統制 | (16-21) |
| 第二節 オランダ商館と領主財政 | (22-35) |
| (一) 松浦氏の領主財政とオランダ貿易 | (22-27) |
| (二) 細川氏の領主財政とオランダ貿易 | (27-35) |
| 第三節 オランダ商館への負債とその処理 | (35-46) |
| まとめ | (46-47) |
| | |
| 第二章 一七世紀の東アジアとオランダ東インド会社 | ……………48-67頁 |
| はじめに | (48) |
| 第一節 オランダ商館の米輸出 | (48-54) |
| 第二節 一七世紀オランダ商館の砂糖輸入と台湾産砂糖 | (54-60) |
| 第三節 寛文八年(一六六八)の輸出入品禁止令 | (60-66) |
| まとめ | (66-67) |
| | |
| 第三章 元禄小判の輸出とオランダ貿易 | ……………68-107頁 |
| はじめに | (68) |
| 第一節 元禄小判の輸出 | (68-75) |
| 第二節 元禄九・一〇年(一六九六・一六九七)の積み残し銅について | (75-82) |
| 第三節 銅代物替貿易とオランダ貿易 | (82-96) |
| (一) 代物替銅の輸出量について | (82-88) |
| (二) 元禄一一(一六九八)年の銅輸出割当量について | (88-96) |
| 第四節 オランダ船による銅輸送と協荷 | (96-107) |
| まとめ | (107) |
| | |
| 第二章 一八世紀のオランダ貿易 | |
| 第四章 宝永・正徳期のオランダ貿易 | ……………108-143頁 |
| はじめに | (108) |

| | | |
|------------|--------------------------|---------------|
| 第一節 | 宝永憲令と宝永期のオランダ貿易 | (108-114) |
| 第二節 | 宝永小判と正徳期のオランダ貿易 | (114-128) |
| (一) | 宝永小判の輸出とオランダ貿易 | (114-116) |
| (二) | 正徳三年(一七一三)の交渉過程 | (116-123) |
| (三) | 正徳期のオランダ貿易と長崎奉行の意見書 | (124-128) |
| 第三節 | 正徳新例とオランダ貿易 | (128-136) |
| 第四節 | オランダ船による銅の輸送 | (136-142) |
| | ま と め | (142-143) |
| 第五章 | 享保改革期のオランダ貿易 | ……………144-185頁 |
| | は じ め に | (144) |
| 第一節 | 享保五年令と享保小判 | (144-151) |
| 第二節 | 「かひたん口上」と享保初年の銅輸出 | (151-162) |
| (一) | 享保六年(一七二一)の「かひたん口上」 | (151-155) |
| (二) | 享保初年の積み残し銅について | (155-164) |
| 第三節 | ペルシア拝領銅と臨時銅 | (164-172) |
| 第四節 | 享保一八年(一七三三)のオランダ貿易 | (172-184) |
| (一) | 享保一八年(一七三三)の商館長の要求 | (172-178) |
| (二) | 享保一八年(一七三三)の新仕法 | (178-184) |
| | ま と め | (185) |
| 第六章 | 一八世紀転換期のオランダ貿易 | ……………186-204頁 |
| | は じ め に | (186) |
| 第一節 | 享保小判の損失と仕訳帳 | (186-191) |
| 第二節 | 元文小判の輸出とオランダ貿易 | (190-198) |
| 第三節 | 一八世紀転換期のオランダ商館の銅輸出 | (198-204) |
| | ま と め | (204) |
| 第七章 | 一八世紀出島オランダ商館の砂糖輸入 | ……………205-236頁 |
| | は じ め に | (205-206) |
| 第一節 | バタビアにおけるオランダ東インド会社の砂糖取引 | (206-214) |
| 第二節 | 一八世紀初期の出島オランダ商館の砂糖輸 | (214-221) |
| 第三節 | 出島オランダ貿易における取引の半減と砂糖輸入 | (222-228) |
| 第四節 | 出島オランダ商館の砂糖輸入と砂糖の社会的性格 | (228-235) |
| | お わ り に | (235-236) |
| 結 語 | 本研究のまとめ | ……………237-241頁 |

序論 長崎貿易におけるオランダ貿易の研究 方法と視点について

第一節 幕藩制国家における貿易について

本研究は、一七世紀初期の鎖国成立期から一八世紀にいたる平戸・長崎におけるオランダ商館の貿易について、日本側とオランダ側の諸史料を比較照合しつつ、取引の段階的実態と年次的変化を明らかにするとともに、その数量的変化に基づき、一七世紀から一八世紀にかけてのオランダ貿易が、国内社会の変化と国際情勢の推移によって、どのように変化していったのかを考察しようとするものである。

戦後の我が国における近世史の研究は、一九五〇年代の幕藩体制論から一九七〇年代の幕藩制国家論を経て、その下部構造から権力構造に至る幕藩制社会の内部構造に関する研究が大きく進展してきたといえよう。こうした研究は、幕藩制社会を中世とは異なった特殊な封建制社会として日本史の流れの中で捉えるとともに、東アジア社会の中に位置づけることによって、その特質を明らかにするという点において、大きな成果を上げている。

こうした中、近世の対外関係である鎖国制に関する研究は、明治期以来の鎖国得失論から鎖国構造論を経て、一九八〇年代に入ると、幕藩制国家論と結びつき、鎖国制は石高制・兵農分離制と並ぶ幕藩制国家の特質の一対外的表現として捉えられるようになった。さらに近年、「鎖国」=「海禁」論によって、東アジアにおける中国・朝鮮との比較から、その歴史的意義が問われるとともに、いわゆる「四つの口」の存在が指摘されている⁽¹⁾。このような視点は、「鎖国」と称せられる近世の対外関係を権力論の立場から捉えようとするものであり、近世の外交・通商関係を、将軍権力を頂点とし軍役・知行関係を媒介とする国内の幕藩制的支配関係の延長線上に位置づけようとするものである。このため、「四つの口」における対外的接触の研究においては、もっぱらその政治的・儀礼的役割が注目されている。

しかし、「鎖国」的対外関係は、このような国家間における政治的外交儀礼関係のみによって維持されるものではない。それは同時に対外貿易を通じての国内社会と国際社会との経済的関係によって規定されるものであり、そこでの貿易の実態を明らかにし、それが幕藩制国家の権力を規定する経済的要因を考察する必要がある⁽²⁾。その点において、現下の研究においては、近世アジア社会の日本的条件である「鎖国」の問題が、幕藩制国家の対外的表現として、権力論からのみ捉えられつつあるといえよう。

すなわち、現下の研究においては、幕藩制社会の内部構造における個別特殊性を追求する余り、幕藩制国家の対外関係については、国内支配の外的規制としての側面のみが強調されている。このため幕藩制社会が一七世紀から一八世紀の国際社会の変化とどのように対応しつつ展開していったのかという国際的契機—世界史全体の流れ—の中での位置づけ

ることによって、普遍的かつ相対的に理解することは、かつての岩生成一氏の研究に見られる世界史全体の視野から東アジア史の視野に転化したように思われる。確かに「鎖国」＝「海禁」概念などは、「鎖国」を一国史の問題として捉えるのみならず、東アジア史のレベルに位置づけようとする意図によるものであるが⁽⁴⁾、国家論において国内支配の延長上に捉える限りにおいては、「鎖国」研究そのものが鎖国に陥る危険性を孕んでいるといえよう。いわば幕藩制国家が鎖国制によって規定される社会であったことを前提とするあまり、近世史研究自体が、同時代の世界史に対して閉ざされた状況となっているのではなからうか。そのような状況をもたらした原因は、「鎖国」として表現される近世対外関係において、政治（権力）と経済（貿易）とが、どのように相互規定性を有していたかが明らかでないこととともに、国内政策を規定する国際的条件の重層性—東アジア史から世界史までの連関性—についての分析が大幅に立ち遅れている点である。

すなわち、外国側史料の解読の煩雑さや事実関係が確定していないといった制約はあるものの、貿易の視点が反映されていない現下の「鎖国」研究においては、必然的に貿易とは政治的条件を前提として初めて実現され、いわば「鎖国」の二次的要素として存在するものとして捉えられている。その結果、近世の対外貿易は寛永鎖国体制のもとで、「通信の国」に対置されるべき「通商の国」との間に行われる政治儀礼の経済的表現として固定的に捉えられ、国家論の対象からはずれてしまうという悪循環に陥っているのではないだろうか。

さらにこうした状況のもと、鎖国制成立後の一七世紀から一九世紀にかけての幕藩制国家における貿易の役割についても、石高制に基づく国内経済構造の特殊性もしくは自己完結性をもっぱら農村における生産関係の分析を中心として追求される中では、貿易の実態を実証的に明らかにした上で、その国際的条件と経済的対外関係によって近世の国内社会がどのように規定されていたのかという研究は大きく立ち遅れているといえよう。

すなわち、幕藩制国家を主体とする海外貿易は、石高制を根幹とする幕藩制的領主経済のもとに形成された全国的市場と連結しつつ、国内において自給することが不可能であった幕藩制的非自給物資、とりわけ生糸などの領主的奢侈品を海外に依存し獲得することを目的とするものであったとされている⁽⁵⁾。そして、一七世紀から一八世紀にかけての国内経済の発展と殖産政策とによって、これら奢侈的商品の国産化が進展するとともに、享保改革以来の幕府の質素儉約令によって、貿易を通じての海外よりの非自給物資の獲得の必要性が低下して、それが貿易の量的減少となったという理論的枠組みの中に捉えられている⁽⁶⁾。

しかし、こうした国内産業の発展と貿易との直接的な関係を具体的に明きらかとした研究は、いまだ充分に行われていたと言いがたく、とりわけ一七世紀から一九世紀にかけての国内・国外経済の発達を認めるならば、それによってもたらされる貿易の質的な変化を検討すべきであり、一七世紀から一九世紀にいたる貿易の意味を漠然と総体的に奢侈品獲得として捉えることの妥当性を検証する必要がある。また奢侈品とされる貿易品について

も、それが一七世紀から一九世紀にかけて幕藩領主によって独占されたすぐれて階級的な奢侈品でありえたのかどうか解明されなければならない。その意味では、近世における貿易の研究は、近世社会における「奢侈」とは何かという、社会史的かつ記号論的問題とも関わってくるのであり、領主制経済を前提とする近世社会においては、生糸などの階級的に独占されるべき商品のみならず、商品経済の発達の中から生じてくるすぐれて国民的な商品もまた「奢侈品」であったと言うことが出来よう。

一方、一七世紀から一八世紀へと至る近世貿易史の研究は、戦後の林基氏による糸割符制の研究以来、糸割符制から市法商法・定高制そして正徳新例といった、主として鎖国形成から貿易の統制へという段階が幕府による国内支配の視点から考察されてきた。これらの研究の多くは、糸割符仲間・市法商人・長崎貨物商人といった商人を主体として、あるいは幕府権力と特権的商人との関係を中心として捉えられていると言えよう。⁽⁷⁾

しかし、近世初期の「鎖国」形成期においては、糸割符制度自体が将軍糸や分国糸を通じて徳川氏をはじめとする個別領主財政と深く関わっており、また朱印船貿易や投銀の諸形態においても、商人のみならず大名や幕閣などの領主階級が深く関与していたことが明らかとされている。⁽⁸⁾ とりわけ西国大名の財政構造は長崎を介して恒常的に海外市場と結びついており、⁽⁹⁾ 「鎖国」形成期の幕府による貿易統制は、外国人商人や国内商人を対象とした対外政策や都市商業政策を視座とするのみならず、幕府と西国大名との幕藩関係において捉えられる必要があることはいままでもない。

また鎖国制下の貿易と国内経済との関わりについても、一八世紀初期の長崎貿易における輸出金銀の抑制と貨幣原料の確保を目的とする海産物(俵物)の輸出や金銀の輸入に至る過程が明らかとされ、⁽¹⁰⁾ 輸入品の国内における価格形成についても薬種など一部の商品についての研究が行われているものの、⁽¹¹⁾ これら個別商品の研究を通じて、海外における政治・経済条件が幕藩制下の貿易をどのように規定していたのか、あるいは国内社会の発達と貿易の変化とがどのように関連していたのかについては、今後の大きな課題とされている。

さらに、今日、鎖国下の貿易に関する研究において、長崎・対馬・琉球貿易に関する諸史料を再検討して、それらの史料の貿易高が取引のどの段階のものであるのかを確定するとともに、各貿易の規模を改めて比較する必要性が中村賢氏により提起されていることは、⁽¹²⁾ 貿易の数量的研究によって実態を明らかとする可能性およびその基礎的方法を示すものであるといえよう。

また幕府による国内金銀貨幣の改鑄が、貿易における金銀輸出にどのような影響をもたらしたか、海外の金銀市場とどのように関わっていたのかということについても、朝鮮貿易においては国内銀とは異なった貿易銀が使用されていたことが、田代和生氏によって明らかとされているものの、⁽¹³⁾ 長崎貿易における国内金銀の輸出については、国内・アジア・ヨーロッパの貨幣史にわたる研究の複雑さもあって、いまだ未開拓の分野となっている。

このように今日の貿易史研究は多くの課題と問題点を抱えており、このため一七世紀か

ら一九世紀にかけての鎖国制下の幕藩制社会は、その外部の経済とは隔絶された独自の経済社会として存在し、国内における経済の発展と産業構造の変化は、社会関係や支配構造に影響を与えるものの、領主階級によって独占された貿易の変化とは直接には結び付かないという観念が支配的となっている。とりわけ、近世史における鎖国制の枠組みは固定的なものとして捉えられ、そこでの貿易も一七世紀以来、一貫して領主的・奢侈的需要を満たすものであったという考え方が支配的となっている。しかし、一七世紀から一九世紀に至る国内・国外の社会経済条件の変化のもとで、鎖国制と貿易がそのような固定的なものであったとは考えがたく、また奢侈品とされる輸入貿易品に関しても、それが一七世紀から一九世紀にかけての国内社会で一貫して領主階級によって独占されるものでありえたのかどうか明らかにされねばならない⁽⁴⁾。

このようにわが国における近世史研究が、その特殊性・鎖国性を追求する一方で、世界史全体の中での普遍性を喪失しつつある一方で、海外のアジア・アフリカ史研究においては、かつてのヨーロッパ中心史観やマルクス主義歴史学への批判から、一九七〇年代に入るといわゆる「世界システム論」があらわれ、一七世紀の大航海時代に始まり、一九世紀の産業革命にいたる世界史的な経済構造—「世界経済」—の意義が注目され、その中での個別的な地域研究が行われつつある。

この世界システムの中では、わが国からの銀や銅の供給は認められているものの、あくまでも「世界経済」の辺境のさらに外部に位置づけられており⁽⁵⁾、事実関係の検証はもちろんのこと、わが国における幕藩制国家史研究の国際的協力の欠如が、国内における研究成果をこうした世界システム論の中に十分に反映させることができない原因であると思われるのである。例えば、わが国は一七世紀に世界システムを支配したオランダとの通商関係を有し、大量の金銀銅の輸出によって、そのアジア貿易を支え続けたという歴史的経緯を有しているものであり、近世におけるわが国とオランダとの貿易関係は、かかる事実関係から、ひとりわが国の近世史研究のみならず、より客観的な世界システムの解明にとっても重要であるといえよう。

すなわち、オランダ東インド会社とわが国との貿易関係は、現実にはわが国と世界市場とを直接媒介するものではなく、オランダ東インド会社のアジア貿易の特質として、ヨーロッパ・アジア間の貿易とアジア域内における中継貿易（Country trade）からなっていたのであるが⁽⁶⁾、一七世紀東アジアとりわけ台湾を中心とする南シナ海域の政治経済情勢にオランダが果たした役割や、一八世紀のインドにおけるオランダのイギリスへの敗退といった世界的変動と幕藩制下のオランダ貿易とがどのように関わり、さらには幕藩制国家の世界史的位置の変化を究明することが、幕藩制国家の世界史的意義を明らかにするために不可欠であると考えられる。

註

- (1) 「鎖国」=「海禁」論と「四つの口」の概念の発展については、荒野泰典「幕藩制国家と外交—対馬藩を素材として—」（『歴史学研究』一九七八年歴史学研究会大会報告、一九七八年）、同「大君外交体制の確立」（加藤榮一・山田忠雄編『講座日本近世史 2 鎖国』、有斐閣、一九八一年）、同『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）、同「海禁と鎖国」（荒野・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本Ⅱ』、東京大学出版会、一九九二年）、鶴田啓「近世日本の四つの口」（『同前』）に詳しい。
- (2) 権力論から貿易を規定するのみならず、貿易から国家を規定する必要性については、朝尾直弘氏が「国際的要因の規定性」と国際関係や貿易を国家権力の問題として把握する必要性を説かれている（『日本近世史の自立』、校倉書房、一九八八年、九三—一九七頁）。
- (3) 岩生成一「鎖国」（『岩波講座日本歴史 近世2』、岩波書店、一九六三年）。
- (4) 鎖国を東アジア世界において捉える考え方は、山口啓二「日本の鎖国」（『岩波講座世界歴史 近代3』、岩波書店、一九七〇年）、朝尾直弘「幕藩制国家と鎖国」（『講座日本史 4』、東京大学出版会、一九七〇年）に始まる。
- (5) このような見解は、幕藩制国家における貿易史研究においてすら見られるものである（加藤榮一「『公儀』と『オランダ』」（加藤榮一・北島万治・深谷克己編『幕藩制国家と異域・異国』、校倉書房、一九八九年、三二—三二二頁））。しかし、イマニュエル・ウォーラーステインによれば「国家は中心的な経済主体というより、他者のために、交易条件を一定に保つ手段と化す」ということであり（I・ウォーラーステイン著・川北稔訳『近代世界システムⅠ』、岩波書店、一九八一年、二〇頁）、経済行為としての貿易活動を主体とする視点においては、自ずと権力論とは異なった視点から近世の貿易と国家の関係を捉える必要があるのではないだろうか。
- (6) 菊池義美「正徳新例と長崎貿易の変質」（中田易直編『近世対外研究史論』、有信堂、一九七七年、一七四—一七六頁）、大石慎三郎『徳川吉宗』、吉川弘文館、一九五八年、五八頁）。
- (7) 林基「糸割符の展開—鎖国と商業資本—」（『歴史学研究』一二六号、一九四七年）、中田易直「鎖国の成立と糸割符」（『史学研究』第一〇号、一九五六年）、同「駿府と長崎貿易—近世封建都市の一考察—」（『中央大学八十周年記念論文集』、一九六五年）。
- (8) 加藤榮一「成立期の糸割符に関する一考察」（寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』近世編、一九六七年）、永積洋子「オランダ商館の投銀と借入金」（『日本歴史』三五—号、一九七七年）。
- (9) 朝尾直弘「上方から見た元和・寛永期の細川藩」（大阪歴史学会編『幕藩制確立期の諸問題』、吉川弘文館、一九六三年）、武野要子『藩貿易史の研究』、ミネルヴ

ッ書房、一九七九年。

- (10) 荒居英次『近世海産物貿易史の研究』、吉川弘文館、一九七五年、中村賢、註(7)所掲書。
- (11) 今井修平「江戸中期における唐薬種の流通構造」(『日本史研究』一六九号)、中村賢、『近世長崎貿易史の研究』、吉川弘文館、一九八八年。
- (12) 中村賢、註(11)所掲書。同「貿易商品と国際分業」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本 III 海上の道』、東京大学出版会、一九九二年)、同「地方史研究と鎖国」(『異国と九州』、雄山閣、一九九二年)。
- (13) 田代和生『近世日朝貿易史の研究』、創文社、一九八一年、二九七―三四八頁。
- (14) これについては一七世紀から一九世紀にかけてのイギリスにおける衡示的消費が「奢侈」的消費から「国民」的消費に変化していったことが指摘されている(A・L・ペーア/R・フィンレイ著・川北稔訳『メトロポリス・ロンドンの成立―一五〇〇年から一七〇〇年まで―』、三嶺書房、一九九二年、一七二頁、川北稔「近世ロンドン史の二つの顔―首都から帝都へ―」(『日本史研究』四〇四号、一九九六年)。
- (15) I・ウォーラステイン著・川北稔訳『近代世界システム I・II』(岩波書店、一九八一年)、同訳・著『近代世界システム 一六〇〇～一七五〇』(名古屋大学出版会、一九九三年)。同書では、日本は「いかなる『世界経済』ともあまり密接な関係をもたなかった」とされている(前掲『近代世界システム II』、二五四頁)。
- これに対して川勝平太氏は、わが国の「鎖国」はヨーロッパの「近代世界システム」に匹敵する産業化の過程であったとするとともに、「鎖国」下の国内産業の発達によって、木綿・砂糖などの輸入品の「完全自給」が達成されたとされている(『日本文明と近代西洋』、日本放送出版協会、一九九一年)。しかしながら、これら国産品の国内市場における流通は、一八世紀から一九世紀にかけての近世中後期に至ってのことであり、なおかつ木綿・砂糖は国産品の不足や技術的限界からその後も大量に輸入され、開国後に至っても主要な輸入品であったのである。氏の所説は、これらの輸入品と国産品の流通量・生産量の相関関係という具体的かつ実証的な検証が欠落しており、単に世界史的な趨勢と国産品の開発の事実のみから完全自給を主張されているところに大きな疑問がある。
- (16) このように近世のオランダ貿易は、日蘭二国間の直接的な通商関係ではないのみならず、東アジア地域内部の中継貿易に限定されるものでもないという視点に基づき、本研究は「日蘭」貿易という名称は用いず、オランダ貿易もしくは出島オランダ貿易と称することとした。

第二節 オランダ貿易研究の現状と特色

ここで本論のテーマである近世のオランダ貿易の研究方法の現状について概観をしておきたい。

現下の平戸・出島オランダ貿易に関する研究は、日本国内の長崎貿易関係史料に基づき近世長崎貿易全体の中で唐船とともにオランダ船貿易を捉えたものと、オランダ側のオランダ東インド会社関係史料によってオランダ東インド会社のアジア貿易全体の中に日本貿易を位置づけたものとの二つに大別されよう。したがってわが国におけるオランダ貿易の研究は、近世長崎貿易の研究と密接にかかわるものであるが、今日に至るその研究の蓄積は制度的研究に始まり実態分析に至る膨大なものであり、また本論とはやや視点が異なることから、ここでは、近年、大きく発展しているとともに、本論の出発点ともいふべき、オランダ側史料に基づいて直接オランダ貿易を扱った研究の現状について、その特色をおおまかに指摘するにとどめたい。

平戸・出島オランダ貿易に関する研究は、わが国にとどまらず一方の当事者であるオランダ側の視点が存在する。すなわち、既に一九世紀末から二〇世紀初期にかけて、オスカー・ナホッドやフェーンストラ・カイパーなどのヨーロッパ人研究者によって、オランダ東インド会社史の視点から関係史料が丹念に解説され、一七世紀および一八世紀の日本貿易についての具体的実証的な研究が行われており、これらの研究は今日においてもなお貴重な先行研究として無視することの出来ない価値を持っている⁽¹⁾。

しかし、これらの研究における基礎的な数値には必ずしも出典が明確でない部分が含まれており、多分にピーテル・ファン・ダムを始めとする二次史料に基づいていると思われる点が多々ある。したがって、これらの数値を利用するに当たっては、まず仕訳帳などの一次史料との比較を行うことが必要であり、今後の課題である。

またクリストフ・グラマン氏は、一七世紀から一八世紀中頃にかけてのオランダ東インド会社のヨーロッパ・アジア間貿易についての一連の研究の中で、日本銅について取り上げ、アジア・ヨーロッパ市場における世界的商品としての価値を明らかにされたものであり⁽²⁾、日本国内における銅の生産と集荷には言及されていないものの、海外市場における日本輸出品についての今後の研究の一つの指針となるものである。

さらに近年、オランダにおいて、フェーメ・ハーストラ氏やレオナルド・ブリュッセ氏らの研究者によって、財政史や社会史の新たな視点からアジアにおけるオランダ東インド会社の活動が研究されており⁽³⁾、わが国におけるオランダ貿易をかつてのようにオランダと日本間の二国間関係の中ではなく、オランダ東インド会社のアジア貿易のネットワークの中に位置づける貴重な成果がもたらされている。

一方、わが国におけるオランダ貿易の研究は、今日、その方法論において大きく次の四つに分けることができよう。

第一には、日本側史料に対応して一七世紀初期の鎖国形成期から一七世紀中期以降の長崎貿易についての制度的研究であり、糸割符制度から市法貨物商法を経て正徳新例にいたる貿易制度の変遷をオランダ側史料から見たものである。すなわち、永積洋子・加藤栄一両氏による糸割符制のオランダ貿易への適用についての研究をはじめとして⁽⁴⁾、寛文一二年（一六七二）の市法貨物商法、正徳五年（一七一五）の正徳新例などの幕府の制度についてのオランダ側史料からの研究が行われている⁽⁵⁾。

こうした研究を通じて明らかとなったことは、オランダ側史料における正徳新例に対する評価の低さ（本論第四章第三節）に見られるごとく、日本側の貿易制度により設定された長崎貿易史上の画期が、オランダ商館の経営にとって必ずしも重要なものではないということである。したがって、今後、オランダ側史料の分析によってオランダ側の視点からの貿易の画期を考察し、従来の画期と比較する作業が必要であるように思われることである。

第二には、加藤栄一氏による平戸時代の一六三六・三七（寛永一三・一四）年の仕訳帳の商品・取引人名の分析が行われたことに始まった特定年次の取引の一覧的研究であり⁽⁶⁾、山脇悌二郎氏も近世後期のオランダ船の積み荷についての分析をおこなっている⁽⁷⁾。その後、行武和博氏は一七世紀前半の日本向け商品の仕入について⁽⁸⁾、石田千尋氏は一八世紀初期から一九世紀に至る複数年次の日蘭双方の積み荷帳などの史料の比較分析という方法によって⁽⁹⁾、取引の段階における数値の相違の原因を解明しようとしている。また鈴木康子氏はアジア市場における日本輸出品の流通について考察されている⁽¹⁰⁾。このような詳細な研究を積み重ねつつオランダ貿易の全体像を明らかにすることが必要であることはいうまでもないが、同時にこのような研究にあたっては、第四のテーマとの関連から、その前提として、オランダ貿易全体に対する分析視角を明示することも重要である。

第三には、生糸・毛織物・砂糖などの輸入品と輸出小判・銅についての山脇悌二郎氏などの一連の研究に見られるごとく、個別的な商品に着目し、長期間の年次にわたる取引の量的変化を明らかとする研究である⁽¹¹⁾。これについては前述のグラマン氏の研究のように、国内国外における流通販路の解明と量的変化の背景となる貿易の質的变化を明らかとすることが必要である。

第四には、オランダ商館の帳簿を簿記的知識により分析し、その経営の特質に迫る帳簿研究がある。こうした研究としては、山脇悌二郎氏による一七一三（正徳三）年の仕訳帳・元帳の分析⁽¹²⁾、科野孝蔵氏による一七〇五（宝永二）年・一七一二（正徳二）年の仕訳帳の分析⁽¹³⁾といった一八世紀初期の出島オランダ商館の帳簿研究と行武和博氏による一六四一（寛永一八）年の仕訳帳・元帳の分析がある⁽¹⁴⁾。とりわけ行武氏の研究は、オランダ商館の商品の輸出入が帳簿におけるバタビアとの本支店間の取引を基本原則としていること示すとともに、初期のオランダ商館の経営がタイオワン・トンキンなどの他のアジア商館の取引を含むものであったことを明らかとされている。このように近年は専門的な簿記の知識

と方法とに基づき、一七世紀から一八世紀にかけての出島オランダ商館の仕訳帳・元帳の分析方法が確立されつつあり、オランダ貿易の実態解明に大きな手がかりとなっている。

しかし、これらはいずれも一七世紀から一八世紀にかけての特定の年次の帳簿を取り上げ、全期間を通じての帳簿記載について結論付けようとしているところに問題がある。すなわち出島オランダ商館の取引は、加藤榮一氏の研究によれば、一六六八（寛文八）年までは銀決済の方式が取られており⁽⁵⁾、それ以降の相互補償（バーター）方式とは異なっている。このことから明らかなように、一七世紀から一九世紀に至るその全期間のなかで大きく変化しており、それは帳簿の記載方法にも反映されているのである。また、本論において指摘するごとく（第五章第二節）、これらの帳簿の数値は取引の実態と必ずしも一致していないのである⁽⁶⁾。

註

- (1) O.Nachod, *Die Beziehungen der Niederlandischen Kompagnie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert*, Leipzig 1897, J.Feenstra Kuiper, *Japan en de Buitenwereld in de achttiende eeuw*, 's-Gravenhage 1921.オスカー・ナホッド著・富永牧太訳『十七世紀日蘭交渉史』（邦訳）、養徳社、一九五六年。
- (2) K.Gramann, *The Dutch East India Company's Trade in Japanese Copper, 1645-1736*, *The Scandinavian Economic History Review*, 1953. *ibid.*, *Dutch-Asiatic Trade 1620-1740*, Copenhagen 1958.
- (3) F.S.Gaastra, *De Geschiedenis van de VOC*, Leiden 1991, L.Blussé, *Strange Company, Chinese settlers, mestizo women and the Dutch in VOC Batavia*, Dordrecht 1986.
- (4) 永積洋子「平戸オランダ商館日記を通して見たパンカド」（『日本歴史』二六〇号、一九七〇年）、加藤榮一「成立期の糸割符に関する一考察」（寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』近世編、一九六七年）。
- (5) 永積洋子「長崎奉行と市法商法」（箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下、吉川弘文館、一九八八年）、同「正徳新令とオランダ貿易」（宮崎道生編『新井白石の現代的考察』、吉川弘文館、一九七五年）。
- (6) 加藤榮一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館『仕訳帳』の分析を中心に——」（『東京大学史料編纂所報』第三号、一九六八年）、同「一六三七年平戸オランダ商館貿易表（一）（二）」（『東京大学史料編纂所報』第五・六号、一九七〇・一九七一年）
- (7) 山脇悌二郎「スタト・ティール号の積荷——江戸時代後期における出島貿易品の研究一」（『長崎談叢』第四九輯、一九七〇年）。
- (8) 行武和博「オランダ東インド会社の日本向け商品の選定について——一六四二年（寛

- 永一八)の場合を事例として一」(『日蘭学会会誌』第一四卷第二号、一九九〇年)。
- (9) 石田千尋「近世後期における出島貿易品とその取引過程—文化十一年(一八一四)長崎入港シャルロッタ号の積荷を事例として一」(『史学雑誌』第九七編第八号、一九八八年)、同「江戸時代後期のオランダ船積荷物について—文政八年(一八二五)の『誂物』を事例として一」(『鶴見大学紀要』第二八号第四部人文・社会・自然科学編、一九九三年)、同「近世中期におけるオランダ船積荷物について—正徳元年(一七一—)の本方荷物一」(『鶴見大学紀要』第三二号第四部人文・社会・自然科学編、一九九五年)、同「近世後期におけるオランダ船積荷物の基礎的研究—文政一一年(一八二八)～天保一三年(一八四二)の本方荷物一」(『鶴見大学紀要』第三三号第四部人文・社会・自然科学編、一九九六年)。またこれらの研究の主要な史料であるオランダ船の積荷状の信憑性については、中村賢氏の研究がある(第一節註〔12〕所掲『アジアの中の日本 III 海上の道』所収論文)。
- (10) 鈴木康子「一八世紀初頭のオランダによる日本輸出商品の販路」(『史学雑誌』第九九編第一二号、一九九〇年)。
- (11) 山脇悌二郎「オランダ東インド会社の対日生糸貿易」(『日本歴史』第三〇五号、一九七三年)、同「オランダ東インド会社と日本の金」(『日本歴史』第三二—号、一九七五年)、同「オランダ船の輸入織物」(『日本歴史』第三三二号、一九七六年)。この他にも鈴木康子氏は、前述のグラマン氏らの研究に基づき日蘭双方の現存史料を一覧している(鈴木康子「近世銅貿易の数量的考察—オランダ東インド会社の日本銅輸出—」〔『中央大学大学院研究年報』第一五号四、一九八六年〕、同「近世の小判貿易について」〔『花園史学』第一六号、一九九五年〕)。しかし、これら鈴木氏の一連の数量的研究は、ナホッド・グラマン氏などのヨーロッパ人研究者の研究成果を再構成したものであり、またオランダ側の一次史料・二次史料の数値と国内史料の数値という体系的に全く異なる数値がそのまま結び付けられているなど、その手法においていくつかの疑問がある。
- (12) 山脇悌二郎「長崎オランダ商館の会計帳簿」(『日本歴史』第二七二号、一九七一年)。
- (13) 科野孝蔵『オランダ東インド会社』(同文館、一九八四年)。
- (14) 行武和博「寛永一八年(一六四一)の日蘭貿易における『取引』について—平戸および長崎出島オランダ商館『仕訳帳』の分析—」(『中央史学』第九号、一九八六年)、同「出島オランダ商館の会計帳簿」(『社会経済史学』五七一六、一九九二年)。
- (15) 加藤榮一「元和・寛永期における日蘭貿易—鎖国形成期における貿易銀をめぐって—」(北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』、吉川弘文館、一九七八年)。
- (16) ここでは触れることが出来なかったが、こうした方法論の特色以外にもそのテーマ

における近年の研究に限って見たならば、永積洋子氏の協荷貿易についての研究（永積洋子「会社の貿易から個人の貿易へ—十八世紀日蘭貿易の変貌—」〔『社会経済史学』第六十巻第三号、一九九四年〕）や、鈴木康子氏のオランダ東インド会社の対日貿易政策についての研究（鈴木康子「一七二〇—三〇年代における日蘭貿易の諸問題」〔『東方学』第八十八号、一九九四年〕、同「日蘭貿易の危機」〔『史学』第六四巻第二号、一九九五年〕）などオランダ貿易研究は多様化している。

第三節 本研究の分析の視点と方法

本研究においては、特に次の三つの視点から、オランダ貿易を取り上げるものである。

第一に、従来の日本側の視点でのオランダ貿易ないしは長崎貿易研究の成果を尊重しつつ、オランダ側の視点を導入することによって、オランダ貿易を日蘭双方の当事者の視点からより総合的に把握しようとするものである。

すなわち、従来の長崎貿易に関する研究においては、一七世紀初期の糸割符制度から市法貨物商法・定高制を経て、一八世紀の正徳新例にいたる幕府の貿易制度の変革が貿易の西期とされている。そこにおいては取引の実態は、幕府による一方的な貿易制限の結果としての受動的な存在として捉えられているといえよう。オランダ貿易についても、こうした幕府の政策の中でどの様に変化していったかという日本側の視点を中心として捉えられている。従来の研究においては、幕府の貿易制度史を中心とする日本側史料のみによってオランダ貿易を捉えようとしたり、オランダ側史料をそれに当てはめようとするだけにとどまるといった方法的限界を持っていた。

そこで本研究では、日本側史料とオランダ側史料をより具体的に比較対照することによって、交渉の過程や両者の認識の相違、そしてそれぞれの背景を明らかとしていきたい。とりわけ本研究では、こうした日本側の視点に加えて、近世のオランダ貿易においてオランダ側—オランダ東インド会社—がどのような事情を背景として、どのような政策をとってきたのか、そしてその結果として取引がどのように変化したのかということから、オランダ貿易の変化を相対的に明らかとしていきたい。

第二に、本研究では日本側史料とオランダ側史料との比較を通して、先ず第一にオランダ貿易に関する基礎的数値量を再検討しようとするものである。

すなわち、従来のオランダ貿易の研究においては、国内の関係史料に基づいてオランダ貿易を含む長崎貿易全体の研究がおこなわれる一方、オランダ側史料であるオランダ東インド会社関係史料に基づいて、オランダ東インド会社史研究の一環としての日本貿易に関する年次的もしくは商品的な個別的研究がおこなわれている。

しかし、これらの研究の数量に関する部分は必ずしも一致しない。その原因は、日本側史料とオランダ史料との協尚貿易の記載の有無、両者の帳簿体系の相違による数値の違いによると思われるのであるが、従来の研究ではそのことが顧みられないまま、両者の数値の違いを無視し無批判に結合した研究が見られる。またこうした数値の相違は、日本側とオランダ側との間のみならず、それぞれの関係史料の間においてさえも見られるのである。すなわち史料による数値の相違は、日本側とオランダ側との取引のシステムの差異およびそれに反映された帳簿体系の相違によるものであるのみならず、その史料が取引のどの段階や範囲のものであるのか、または取引をどのようなものとして捉えるのかによって、数量を中心とした記述の相違が生じるのである。したがって、オランダ貿易の客観的かつ総合的な実態の解明には、一部の史料を一方的もしくは無批判に羅列するのではなく、これらの諸史料を丹念に比較照合しながら、取引がどのような段階を経て遂行されていたのかという取引過程の実態を明らかにすることが何よりも必要となるのである。すなわち、オランダ貿易の数量的実態は、取引段階の実態の解明と不可分に結び付いているのである。

第三に、こうしたオランダ貿易の数量的変化から、その前提となる質的变化を明らかにしようとするものである。

すなわち、より直接的には、取引高や価格の増減は、貿易の当事者である幕府側とオランダ東インド会社側の双方の政策を規定要因として存在する。この際、双方の政策決定の過程が重要であるが、幕府の政策の決定段階においては、老中に代表される幕政の中核と長崎における在地勢力（地下勢力）との意向が錯綜しており、その接点にオランダ側との直接の交渉担当者である長崎奉行が存在していた。一方、オランダ側においても、本国取締役会・バタビア総督府・出島商館の各段階の諸利害が微妙に異なっており、それらの諸要因の上に政策が決定されて貿易が運営されていたのである。

しかし、貿易の量的変化のより大きな決定要因とは、そのような政策面にとどまるものではなく、一七世紀から一八世紀にいたる幕藩制社会の国内的条件とオランダ東インド会社のアジア貿易という国外的条件、さらにはオランダ東インド会社自体の経営的条件にある。とりわけ、オランダ貿易の成立期である一七世紀の鎖国形成過程においては、東アジアの国際情勢は、中国における明清交替の動乱と東南アジアを中心とするヨーロッパ勢力の侵入を二つの大きな要因とした、混乱期にあったといえよう。そこで、本論では、鎖国の形成には東アジア国際関係の変化が大きくかかわっていることに注目し、鎖国形成期のオランダ貿易のかかわりとその後のオランダ貿易の展開に、この国際情勢がどのようにかかわっているのか明らかにしたい。

一方、オランダ貿易の背後にある国内的な社会条件として、一七世紀から一八世紀にかけての国内経済の発展、国内産業構造の変化による社会の変化が、どのように貿易の変化としてあらわれて来るのかということに注目したい。前述のごとく、その直接的な解明には多くの困難がともなうが、海外貿易と国内社会の発展との関係についての手がかりとなる

近年の研究成果として、我々は一七世紀から一九世紀にいたるイギリスの事例を知ることが出来る。

すなわち、前述のごとく、川北稔氏によれば、当時のイギリスにおいては、一七世紀における大航海時代によって世界的規模での貿易が発達し、海外市場からの搾取がおこなわれた結果、衡示的消費のための商品が奢侈品から大衆を対象とした商品に変化していったという。そして、この結果、イギリスにおいては、産業革命以前の一八世紀には消費社会が成立していたという指摘⁽¹⁾は、わが国の近世における貿易と国内社会との関係を考察する上で一つの指針となろう。

こうした方法のもと、本研究は、近世アジア国際社会における幕藩制国家の経済的関係および国内幕藩制社会における貿易の機能と貿易品の役割とを考察しようとするものである。

註

- (1) 川北稔「近世ロンドン史の二つの顔—首都から帝都へ—」（『日本史研究』四〇四号、一九九六年）。

第四節 本論の構成について

本論は第一部・第二部の二部からなり、一七世紀から一八世紀までのオランダ貿易の成立と展開について、主要輸出品として小判・銅と一八世紀に入って主要輸入品となる砂糖を中心として考察するものである。その構成は以下のごとくとなっている。

第一章「『鎖国』の形成とオランダ貿易」では、鎖国形成期のオランダ貿易と国内経済とのかかわりを大名領主財政とオランダ商館との関係から捉え、従来あまり重視されていなかった領主米の海外輸出の一形態としてのオランダ商館の米輸出、および借銀資本としてのオランダ商館とその貸借関係の経緯を明らかとする。そのことから、鎖国の成立がこのような貿易に依存した西国個別領主の領主財政の形態をどのように変化せしめ、幕藩制全国市場に編成していったのかを考察するとともに、従来幕藩制国家論による鎖国制の定義に対して、貿易史の視点から改めて「鎖国」の意義を問うものである。

第二章「一七世紀東アジアとオランダ東インド会社」では、第一章で明らかとした鎖国形成期のオランダ貿易と鎖国の成立との関係を、一七世紀前半の東アジアの国際関係の変化の中で捉える。とりわけ一六二四（寛永元）年の占拠以来、オランダの東アジアにおける軍事・経済活動の中心的役割を果たしていた台湾のオランダ商館が、わが国からの輸出米によって維持されていたこと、またオランダの台湾経営の進展によって、台湾産砂糖が日本へも輸入されるようになったことを明らかにするとともに、寛文八年（一六六八）の

幕府による輸出入品禁止令が東アジアの国際情勢とどのようにかかわっていたのかを考察する。

第三章「元禄小判の輸出とオランダ貿易」では、定高制下のオランダ貿易の主要輸出品となった小判・銅の貿易が、元禄八年（一六九五）に登場した元禄小判の貿易への導入を画期として、一七世紀末期に限界に達したことを、出島オランダ商館の仕訳帳の記載から、具体的に明らかにしていく。とりわけ、オランダ東インド会社の内部事情から、日本側の銅産出量・廻銅量の減少以前に、オランダ船の銅輸送能力が低下していたことを明らかにするとともに、元禄八年（一六九五）から正徳五年（一七一五）までの銅代物替貿易の実態を日蘭双方の史料の比較検討から考察する。

第四章「宝永・正徳期のオランダ貿易」では、宝永七年（一七一〇）のいわゆる宝永憲令から正徳五年（一七一五）の正徳新例に至る幕府の長崎貿易制度改革の動きを日蘭双方の史料から具体的に明らかとするとともに、その改革の意義と目的をオランダ側の視点から考察する。さらにオランダ側にとっては、そうした幕府による貿易制度上の直接的な変化よりも、元禄小判から宝永小判へと至る相次ぐ国内金銀貨幣の改鑄の結果、小判の品質が低下していったことが、より深刻な問題であったことを、出島オランダ商館の帳簿から具体的に明らかとしていく。

第五章「享保改革期のオランダ貿易」では、正徳新例以後の享保期のオランダ貿易について、正徳新例による銅輸出货量とオランダ船の来航数についての制限、さらに享保七年（一七二二）の享保小判の導入とが、小判と銅とに依存していたオランダ貿易にどのような影響をもたらしたのかを考察する。また、その結果として生じた変化が、オランダ商館の仕訳帳においてどのように処理されていたのかを、オランダ側の関係史料と日本側の史料を比較検討することによって明らかとするとともに、享保四年（一七一九）の新金銀通用令に基づく享保金銀の新通貨体制がオランダ貿易に適用される過程を解明する。

第六章「一八世紀転換期のオランダ貿易」では、享保小判に続く一七三七（元文二）年の元文小判の輸出によって、一六六三（寛文三）年以来の小判の輸出が最終的な段階を迎えて、やがて金輸入へとつながっていく過程を、出島オランダ商館の仕訳帳における小判取引の記載方法の変化から明らかとするとともに、幕府によりオランダ船の取引高が制限され減少していく中で、銅輸出については一七二〇年代から六〇年代にかけて多様な取引が設定されていく状況を、個々の取引の名目と実態との関連から明らかにしていこうとするものである。これらのことから一七世紀以来の近世オランダ貿易が、貿易制限による量的変化とは別に質的に転換していく画期としての一七五〇年代を取り上げるものである。

第七章「一八世紀出島オランダ商館の砂糖輸入」では、一八世紀の主要な輸入品としての砂糖に着目し、その取引量の量的変化から、その背景にある国外・国内の社会の質的変化を考察しようとするものである。また、一八世紀の国内における商品経済の発展とともに、領主階級を対象とした奢侈品としての出島オランダ商館の贈り物が、商品的性格を帯

第一部 一七世紀のオランダ貿易

第一章 「鎖国」の形成とオランダ商館

はじめに

近世におけるわが国とオランダとの貿易関係は、一五九八年ロッテルダム＝マゼラン海峡会社が東インドに派遣した五隻のうちの一隻であるリーフデ号が一六〇〇（慶長五）年に豊後国に漂着したことから始まるが、一七世紀前半における近世オランダ貿易の成立過程は、わが国における幕藩制的国内支配体制の確立とアジアにおける連合オランダ東インド会社の交易体制の形成と軌を一にしていたことは、すでに指摘される⁽¹⁾ところである。

しかしオランダ東インド会社と幕藩制国家との関係は、「公儀」権力による「オランダ」の政治的な支配にとどまるものではなく、その本来の交易活動が幕藩制の成立とどのようにかかわっていたのかを明らかとすることこそが、貿易関係から幕藩制国家の成立の意義を考察する上で重要なことである⁽²⁾と考える。

そこで、本章では、従来あまり取り上げられることのなかったオランダ商館の米輸出について具体的に明らかとしながら、鎖国形成期におけるオランダ貿易と大名領主財政との密接な関係が、国内における幕藩制経済の形成にどのように規定されていくのかを見ていくこととする。

註

- (1) 加藤榮一「『公儀』と『オランダ』」（加藤・北島万次・深谷克己編『幕藩制国家と異域・異国』、校倉書房、一九八九年）。

第一節 平戸時代のオランダ商館と幕府の統制

一六〇九（慶長一四）年、平戸にオランダ商館が開設され、ここにわが国とオランダ東インド会社との貿易が始まる。しかし、同年平戸に来航した二隻のオランダ船は、一六〇七年にポルトガル・スペイン勢力からの香料貿易の奪取を目的とする第五次インド航海として派遣された艦隊の一部であったことは、初期のオランダ貿易の性格を考える上で重要な事実である⁽¹⁾。従来、オランダ鎖国形成期のオランダ貿易については、糸割符制度による幕府の貿易統制がどのようにしてオランダ貿易に適用されていったかを中心として取り上げられてきたが⁽²⁾、ここではそれとは別の視点から、オランダ商館への幕府の統制について見てみることにしよう。

元和二年（一六一六）八月八日のいわゆる二港制限令は、慶長九年の糸割符制度の創設以来の徳川政権による貿易制限政策であった⁽³⁾。この二港制限令については、薩摩藩に対して与えられた老中奉書が知られており、当時外国船の来航していた島津氏らの西国大名に対して発せられたものと思われる⁽⁴⁾。同年一六一六年十二月六日の平戸イギリス商館長リチャード・コックスの日記によれば、

平戸藩主より彼が閣老から受け取った手紙を示され、イギリス人が「平戸の町及び長崎以外の日本の他のどの部分にも貿易に出向いてはならないこと」⁽⁵⁾などを命じられており、同商館に対しても、この命令が与えられたことがわかる。

また、同年九月三〇日のコックスの日記によれば、

当時江戸参府からの帰途にあったコックスは、同僚のウィッカムからの書簡によって「ミアコ、大坂、及び堺では布告によって、日本人は誰も外国人からいかなる商品をも買ってはならぬ、と禁止されたこと」⁽⁶⁾

を知らされている。元和二年の二港制限令は、ヨーロッパ船の長崎・平戸以外への寄港を禁じたものであったのみならず、結果として彼らヨーロッパ人の国内における自由な商業活動を制限したものであったが⁽⁷⁾、とりわけここで具体的に、京、大坂、堺の上方諸都市での取引が禁止されていることは注目に値しよう。当時、平戸イギリス商館はオランダ商館と同様に、軍需物資である鉛を輸入しており⁽⁸⁾、大坂夏の陣の直後の上方において、イギリス商館からの輸入品の購入が禁止されたことは、すでに豊臣氏の滅亡後とはいえ、その軍事的役割と必ずしも無縁とはいえない。

一六二〇（元和六）年、オランダ・イギリス両国は、東南アジアにおいてポルトガル・スペインの両カトリック教国と対抗することを目的として提携し、蘭英防禦艦隊を結成する⁽⁹⁾。これによって、平戸のオランダ・イギリス両商館は、東アジアにおけるポルトガル船の活動を阻止するための軍事拠点としての重要性を持つようになる。

このことは、それまでは両国商館の国内における商業活動を統制しようとしていた幕府にとって、新たな問題をもたらすこととなった。すなわち、当時の幕府は、オランダ・イギリス船が攻撃の対象としているポルトガル船に、中国産生糸の供給の大半を依存しており、両国のポルトガル船への略奪行為は容認するわけにはいかなかったのである。そこで幕府は翌一六二一年、平戸のイギリス・オランダ両商館の貿易活動に対して新たな統制を加えた。同年一六二一年一月一日付のオランダ商館長レナルド・キャンプスの年次報告によれば

平戸の領主は、（三、四か月の間、皇帝の拝謁をおこなうために上に滞在していた、それは日本の習慣であり、どんなに有力な領主も毎年行わねばならない）九月八日以下ってきて、翌月一四日に我々を呼びに来た。そして皇帝陛下の禁令と命令が読み上げられ、イギリス人と我々に写しが日本語の写しが与えられた。その内容は、どんな方法でも、日本人の男女、子供を奴隷として、我々の船で運んではならない。また、

もし日本人のジャンク船で陛下の許可証をもっていなければ、鉄砲、刀剣、槍、弓、大砲や軍需物資は、一切輸出してはならない。

それとともに我々は、皇帝陛下の領土においては、日本や中国の船、もしくはポルトガルのフラガッタ船を海賊として襲撃したり、少しでも損害を与えてはならないことを要求された⁽¹⁾。

とあり、ここでオランダ・イギリス両国船による日本人奴隷の輸送を禁止するとともに、武器・軍需物資の輸出および日本の領海内でのポルトガル船などの船舶への海賊行為が禁止されている。このことは、オランダ・イギリス両国船がポルトガル船のみならず、日本船・唐船をも略奪の対象としていたことを示している。

このことを当時のオランダ商館の貿易活動について見てみることにしよう。

加藤榮一氏の研究によれば、一六一五年から二〇年までの初期の平戸時代のオランダ商館の輸出品は、銀の他に鉄製品・材木・食糧品・鉄砲・刀剣・弾薬などの軍需物資で占められていたという⁽²⁾。

日本からの刀剣などの輸出は、すでに中世の勘合貿易において見られるが、十七世紀初期のこの時期には、大量の輸出が行われていたと見られ、当時日本から輸出される武器は、イギリス・オランダ人のみならず、中国・東南アジアの全域に輸出されており、その品質のゆえにもはやされていたという⁽²⁾。この背景には、十六世紀後半からの国内における鉄砲の大量生産、それにもかかわらず元和偃武によって国内市場における武器の需要が急速に減少したこと、中国における明清交替を中心とするアジア全域におよぶ政治的混乱とヨーロッパ人の東アジア進出にともなう軍事的危機が顕著となったこと、朝鮮の役に際して日本製の鳥銃の優秀性が明らかになったこと、などが指摘できよう。

しかし、とりわけ一六一〇年代の平戸オランダ商館が東南アジアの香料諸島をポルトガル・スペインから奪取するためのオランダ船の軍事活動を支える戦略・補給拠点としての役割を果たしていたことが、加藤榮一氏によって指摘されており⁽³⁾、オランダ貿易がこのような軍事的性格を有していたことは、幕府の同商館に対する統制策の性格をも規定するものであったといえよう。

武器の海外輸出に対する幕府の統制は、いわゆる寛永鎖国令にも付随しており、寛永十一年（一六三四）には、長崎において三か条の禁制からなる制札が立てられ、その第二条で「日本之武具異国に持渡事」が禁じられていた⁽⁴⁾。翌寛永十二年（一六三五）五月二八日付の老中奉書、いわゆる第三次鎖国令によって日本人の海外渡航が全面的に禁止されることとなったが、当時、東南アジアの日本人町を拠点とした海外在住日本人の傭兵としての軍事的役割が活発化してきており⁽⁵⁾、同年の日本人渡航禁止の動きも、前年の長崎における軍需物資の輸出禁止の動きと無縁のものではなかろう。

しかし、右の元和七年の禁令にも明らかなごとく、当時のオランダ商館に対する輸出品の統制は、武器輸出のみならず、兵糧・軍需品にも及んでいた。

一六二八（寛永五）年五月に生じた、台湾におけるオランダ長官ピーテル・ノイツと末次平蔵の朱印船の船頭浜田弥兵衛との紛争、いわゆるタイオワン事件によって、オランダ商館と日本側との取り引きは一時中断される。このため、翌年一六二九（寛永六）年九月、バタビアより特使ウィレム・ヤンセンが派遣され、事態の打開に当たった結果、翌一六三〇（寛永七）年には抑留中のオランダ商館による商品の取引が許可された。⁽⁶⁾

貿易中断中の一六三〇年七月二七日付のバタビア総督ヤックス・スペックスより平戸商館長コルネリス・ナイエンローデ宛の訓令によると

抑留が解除され、会社の船、人員、品物が自由になるなら、貴下はなるべく早く、出来るだけ上質の銀、銅、その他希望された帰り荷を積み、タイオワンとバタビアに送るように。又積み荷の不足分は、多量の上等の白米、玄米、一五〇〇—二〇〇〇バール（一バールは約四〇マートで約〇・二六石＝引用者註）の上等の小麦及び小麦粉、多量の上等の材木、その他貴下の手に入り、輸出を許可される商品で送り出すように。⁽⁷⁾と、貿易再開後、オランダ船のバラスト（重り）荷として米・小麦・材木の輸出を命じている。

しかし、取引の再開後、一六三二年七月五日付で江戸在府中の特使ウィルレム・ヤンセンが幕府に提出した書翰には

平蔵の手下とタイオワンの長官との間に生じた困難のため、貴下達は、材木、米、大砲を買うことを禁止する、と命令した。⁽⁸⁾

とあり、取引が再開されて後も、オランダ商館は、依然として材木・米・大砲を買うことを禁止されていたのである。同年一六三二（寛永九）年九月に事件の当事者ピーテル・ノイツが護送されて来たため、翌一六三三（寛永一〇）年にはオランダ東インド会社船による輸出が再開される。翌一六三四（寛永一一）年からはオランダ商館による米の輸出も復活するのであるが、このように、当時幕府の認識としては、オランダの輸出する食糧・資材は武器類と同じ範疇で捉えられていたのである。

一六三五（寛永一一）年十一月二十五日のオランダ商館長クーケバッケルの日記によれば

今年我々から輸出したいと要求した米は許可され、長崎奉行に承認された。（彼が〔長崎に向けて〕出発する際、彼が帰ってくるまで会社に米を渡さない様、と命令していた。）⁽⁹⁾

とあり、同年にはオランダ商館への米の引渡しに、長崎奉行の許可を必要としている。

さらに、同年十二月二日オランダ商館の商務員フランソワ・カロンが、長崎代官末次平蔵に、平戸での貿易品の入札方法の存続、タイオワンのオランダ当局による中国人ジャンク船の押収、オランダ船の出帆時期などについての質問を行ない、その際、米の輸出禁止の可能性についても尋ねているが、⁽¹⁰⁾これに対して平蔵は、

米と小麦の輸出の禁止、或は許可については、貴下は警告しないほうがよい。奉行

は今年これに余り強く反対していないと思われる。貴下はこの様なことについて、私になるべく言わぬ方がよい。⁽²¹⁾

と語っており、貿易再開後のオランダ貿易において、再び米の輸出が問題となりつつあったことがわかる。

寛永一六年（一六三九）七月五日付の老中奉書によってポルトガル船の来航が禁止されるが、同年一六三九年七月七日江戸参府中のオランダ商館長クーケバッケルの日記によると、平戸藩の家臣長村内蔵助から聞いた話として

平戸侯が江戸に到着した時、閣老讃岐殿（彼はこの国の最高の顧問官で、閣老中の筆頭者である）に挨拶に行き、彼から次のように言われた。秘かに諸国を視察している目付は、我々に言った。「オランダ人は、彼等の船の食糧以上の米を日本から運び出している。これは、彼等の旅行中の食糧とするだけでなく、多数の船に満載し、禁令に反している。即ち皇帝は、日本国の助けにより外国人が利益をあげ、これにより彼等の敵が互いに何等かの障害を与え合ったり、あるいは他の者を苦しめるのを、望んでいない。」⁽²²⁾

とあり、オランダ商館の輸出米の軍事的性格を問題視して、その輸出を航海用に制限しようとしていた幕府の方針があらわれているが、ここで日本側の言う「禁令」とは、先にあげた元和四年のものであろう。すなわち、ポルトガル船の来航を禁止した幕府にとって、次の目標は唯一のヨーロッパ勢力であるオランダに対する統制の強化であり、中でも米の輸出統制の強化は重要な課題であった。

一六四一（寛永一八）年五月、幕府は平戸オランダ商館長マクシミリアン・ル・メールに対して、オランダ商館の出島への移転を命じたが、その直後の同年八月一四日のル・メールの日記によると

また奉行の命令により、外国人の輸出禁止品が伝えられた。即ち金および金細工、銅および銅製品または箱、日本の各種銃器、硫黄および火薬は少量のほか、米、豆、小麦粉その他類似の食料品は諸航海中使用する以外、人参は一年五十斤以上、漆器屏風そのほかに町、城、人物とくに武器の使用に関する絵のあるもので、その禁に背くものは斬首の刑に処するというのである。⁽²³⁾

と、大量の米輸出を武器輸出などとともに禁止する方針を伝えている。これに対するオランダ側の返答は不明であるが、現実にはその後もオランダ商館による米の輸出は継続されるのであり、鎖国政策の進展の中で、幕府によるオランダ貿易の統制は、東アジアにおける政治情勢と深くかかわりを持つこととなる。

註

- (1) 加藤榮一「連合オランダ東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉川弘文館、一九八七年、四一―四一四頁）。

- (2) 第一章註(4)(5)参照。
- (3) 中田易直「鎖国の成立と糸割符」(『史学研究』第一〇号、一九五六年)、朝尾直弘『鎖国』(『日本の歴史』一七、小学館、一九七五年、二四一二六頁)。永積洋子・武田万里子『平戸オランダ商館イギリス商館日記』、そして、一九八一年、二六六一二七四頁。
- (4) 『大日本史料』第十二編之二十五、一九〇一年、三四九頁。
- (5) 『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』訳文編之上、東京大学出版会、一九七九年、五九六一五九七頁。
- (6) 『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』訳文編之上、五一九頁。
- (7) 朝尾直弘、註(3)所掲書、四一四二頁。
- (8) 岡田章雄「建設期の江戸幕府による軍需品の購入について」(『社会経済史学』六一九、一九三六年)。また当時、平戸オランダ商館はシャム産の鉛を輸入していた(加藤榮一、註〔1〕所掲論文、同『幕藩制国家の形成と外国貿易』、校倉書房、一九九三年、四二頁)。
- (9) 註(1)所掲、加藤論文、註(8)所掲、加藤著書、七六頁。
- (10) Overgekomen brieven uit Indie, Ms.A.R.A., V.O.C.1075, fol.86r.
- (11) 註(1)所掲、加藤論文、註(8)所掲、加藤著書、四九頁。
- (12) ポーリ著・岡田章男訳「交趾支那誌より(二)」(『歴史地理』八〇一二、一九四二年)、五野井隆史「イエズス会日本管区によるトンキン布教の始まり」(『史学』六〇一四、一九九二年)。
- (13) 註(1)所掲、加藤論文。
- (14) 『徳川禁令考』前集第六、国書刊行会、一九五九年、三七七頁。
- (15) 岩生成一『南洋日本人町の研究』、岩波書店、一九六六年、一九三頁。
- (16) 翌一六三一年・一六三二年にはバタビアのオランダ当局はオランダ東インド会社船ではなく、自由市民の船に商品を積んで日本へ送ったという(註〔3〕永積・武田著書、六四一六八頁)。
- (17) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第一輯、岩波書店、一九六九年、四四三一四四四頁。
- (18) 『平戸オランダ商館の日記』第二輯、三二九頁。
- (19) 『平戸オランダ商館の日記』第三輯、二七六頁。
- (20) 『平戸オランダ商館の日記』第三輯、二八三一二八四頁。
- (21) 『平戸オランダ商館の日記』第三輯、二八五頁。
- (22) 『平戸オランダ商館の日記』第四輯、二〇六頁。
- (23) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』第一輯、岩波書店、一九五六年、八四頁。

第二節 オランダ商館と領主財政

(一) 松浦氏の領主財政とオランダ貿易

平戸オランダ商館と日本人との取引については、すでに加藤榮一氏によって、一六三六（寛永一三）・一六三七（寛永一四）年の仕訳帳についての詳細な分析がなされており、⁽¹⁾またとりわけ平戸松浦藩との関係については永積洋子氏の研究がある。⁽²⁾これらの研究によれば、当時、平戸オランダ商館と取引のあった本人の中には、平戸藩主松浦隆信をはじめとして大名・武士・商人が含まれていることが明らかにされている。中でも平戸藩主松浦隆信との取引は、オランダ仕訳帳の経営において、とりわけ重要な存在であり、そのことを改めて見てみることにしよう。

平戸オランダ商館の取引に関する史料である同商館の仕訳帳は、一六二一（元和七）年以降が現存しているが、それによれば、平戸藩主松浦隆信との取引の初見は、一六二一（元和七）年一二月二八日に「肥前様、平戸の領主 Figensamma Heer van Firando」を借方とする掛販売の人名勘定が見られ、生糸その他合計五八三〇タエル五マース五コンデリン（銀五八貫三〇五匁五分）すなわち一万七四九一グルデン一三スタイフェルが松浦氏に掛売りされた取引である。⁽³⁾

一方、同商館の元帳は、一六二四（寛永元）年以降が現存しているが、それによれば、「平戸の領主 de Heer van Firando」として松浦氏の人名勘定科目が設けられ、同商館との間の取り引きは掛売り掛買いがおこなわれており、一六二四（寛永元）年九月から一六二六（寛永三）年二月までの同商館の松浦氏の人名勘定取引の合計は、次期繰越高を含むと二万八八九四タエル三マース（銀二八八貫九四三匁）すなわち八万九二九七グルデン一七スタイフェル四ペニングとなっている。⁽⁴⁾

こうした松浦氏との取引に大きな変化があらわれるのが一六二六（寛永三）年である。すなわち同年二月一七日の仕訳帳によれば

Rijs aen Figensamma Heer van Firando f.26,250. T.8,400 onder soo veel
bedragen 8,000 baellen witte rijs ontfangen van croseijmondonne voor
reeckeninge van dito Heer a 10¹/₂ maes pr.bael ijder van 40 maeten Jappans

[拙訳]

〔借方〕米 〔貸方〕肥前様 平戸の領主 二万六二五〇グルデンすなわち八四〇〇
テール 合計八〇〇〇バールの白米をクロセイモン（蔵左衛門カ＝引用者註）殿か
ら領主の勘定として受け取った。一バールに付き一〇マース半でそれぞれ四〇マー

ト入り。

とあり、松浦氏の負債が現銀ではなく米で返済されている⁽⁵⁾。

平戸オランダ商館は、既に一六二〇年代初期から商人や松浦氏の勘定奉行から米を購入していたことが、加藤榮一氏により明らかにされているが⁽⁶⁾、商人への掛売りの返済手段としても米を受け取っており、同商館の元帳の米の勘定科目によれば、松浦氏より領主米を受け取る以前の二六二四（寛永元）年九月一五日から一六二五（寛永二）年一二月二八日までの間に同商館に米を売却した人物は、表1-1の通りである。したがって一六二六（寛永三）年からの松浦氏からの年貢米の受け取りは、オランダ商館の輸出米の調達方法を大きく変えるとともに、オランダ商館と大名領主財政が直接結び付く新たな段階に入ったことを示すものといえよう。当時、オランダ商館はこのようにして入手した米を表1-2のごとく、主として商品として輸出していた。

表1-3のごとく、一六二五—二六年の平戸オランダ商館の元帳の米の勘定科目によれば、一六二五（寛永二）年一二月から一六二六（寛永三）年二月までに同商館が購入した米は、合計一万七四六七バール（一バールを四斗俵とすると六九八六石八斗となる、以下同様に換算⁽⁷⁾）で五万七二五三グルデン五スタイフェル—〇ペニングであり、このうち松浦氏からの米は八〇〇〇バール（三二〇〇石）で二万六二五〇グルデンと全体の約四六%であったが、次の二六二六（寛永三）年三月から一六二八（寛永五）年三月までの二年間の元帳では、取引米の合計七三二〇バール（二九二八石）で二万七六〇—グルデン五スタイフェルのうち、松浦氏の米は三七二〇バール（一四八八石）で一萬四二五—グルデン五スタイフェルで全体の約五一%と半分を越えている⁽⁸⁾。

さて、平戸オランダ商館の仕訳帳によれば、輸出商品の取引は、（A）商品引渡しの取引と（B）代銀支払いの取引が別々に記載されており、それぞれ

（A）〔借方〕商品 〔貸方〕人名

（B）〔借方〕人名 〔貸方〕現金（Cassa）勘定

として処理されている⁽⁹⁾。

しかし、松浦氏の米の輸出については、一六二六年から一六三四年までは（A）の取引しか見られず（B）の取引は一六三五年になって初めてあらわれるのである⁽¹⁰⁾。このことは、初期においては松浦氏の米は売掛金の返済の手段として引き渡されていたことを示している。（B）の記載方式から明らかなように、平戸オランダ商館は原則として掛買いの決済には現金（銀）を充てていたのであるが、松浦氏との間では現銀のほかに、その貢租米が宛てられていたことがわかる。

平戸オランダ商館が松浦氏から受け取った現金勘定および商品勘定全体の中での米の割

表1-1 平戸オランダ商館米取引商人（1624年-1625年）

| 商人名 | 量(バール) | 金額(グレン) |
|--------------|--------|--------------|
| サコベイ | 3,457 | 10,894:13:12 |
| ヤフィオーエ(弥兵衛) | 2,289 | 7,289:10:10 |
| サコベイ及びヤフィオーエ | 11,991 | 37,720:3:12 |
| カンセイモン(勘左衛門) | 1,625 | 5,241:11:4 |
| サンソ | 3,618 | 11,836:17:8 |
| シングロ | 547 | 1,585:6:4 |
| イタシンセイモン | 1,750 | 5,742:3:12 |
| その他 | 1,700 | 5,578:2:8 |
| 合計 | 26,977 | 87,888:9:6 |

註) Negotie Grootboek anno 1624/26, N.F.J.975 による。
但し1バール=約40マート=約0.4石。

表1-2 平戸オランダ商館購入米の用途（1624年-1625年）

| 用途 | 量(バール) | 金額(グレン) |
|--------|--------|--------------|
| 輸出商品 | 18,554 | 60,407:19:6 |
| 航海用食料 | 266 | 881:2:8 |
| 日本にて転売 | 30 | 99:7:8 |
| その他 | 8,127 | 26,500:__:__ |
| 合計 | 26,977 | 87,888:9:6 |

註) Negotie Grootboek anno 1624/26, N.F.J.975 による。
但し1バール=約40マート=約0.4石。

表1-3 米勘定科目における松浦氏領主米の取引

| 年 | 松浦米領主米 | | 取引米全体 | |
|------------------|---------|--------------|---------|--------------|
| | 数量(バール) | 取引高(グレン) | 数量(バール) | 取引高(グレン) |
| 寛永 2- 3(1625-26) | 8,000 | 26,250:__:__ | 17,467 | 57,253:5:10 |
| 同 3- 5(1626-28) | 3,720 | 14,251:5:__ | 7,320 | 27,601:5:__ |
| 同 6-10(1629-33) | 0 | 0:__:__ | 0 | 0:__:__ |
| 同 11(1634) | ※4,050 | ※18,098:8:12 | 7,450 | 33,292:3:12 |
| 同 12(1635) | 7,025 | 33,605:10:__ | 7,245 | 34,547:7:8 |
| 同 13(1636) | 10,465 | 69,015:12:4 | 18,335 | 109,281:5:__ |
| 同 14(1637) | 8,900 | 55,430:4:6 | 8,900 | 55,430:4:6 |
| 同 15(1638) | 8,010 | 47,119:18:1 | 8,550 | 51,361:2:13 |
| 同 16(1639) | 12,000 | 62,668:13:__ | 12,000 | 62,668:13:__ |
| 同 17(1640) | 0 | 0:__:__ | 1,400 | 2,794:__:__ |

註) Negotie Grootboeken anno 1624/26-1639/40, N.F.J.975-984 による。※は松浦氏の代理人 (Rentmeester van Heer van Firando) から受け取った分であり、松浦氏の勘定には含まれない。但し1バール=約40マート=約0.4石。

表1-4 松浦氏より平戸オランダ商館への掛買取引における米と現金

| 年 | 米(グルデン) | 現金(グルデン) | 総取引高(グルデン) |
|------------------|---------------|--------------|--------------|
| 寛永 2- 3(1625-26) | 26,250:__:__ | 34,982: 3:12 | 61,232: 3:12 |
| 同 3- 5(1626-28) | 14,251: 5:__ | 375:__:__ | 14,626: 5:__ |
| 同 6-10(1629-33) | 0:__:__ | 51,965:18:12 | 51,965:18:12 |
| 同 11(1634) | ※18,098: 8:12 | 30,375:__:__ | 31,899: 1: 4 |
| 同 12(1635) | 33,605:10:__ | 9,905:16:14 | 52,959:15:__ |
| 同 13(1636) | 69,015:12: 4 | 0:__:__ | 75,497:16:__ |
| 同 14(1637) | 55,430: 4: 6 | 0:__:__ | 59,756:10: 6 |
| 同 15(1638) | 47,119:18: 1 | 4,177:19:11 | 58,064:18:10 |
| 同 16(1639) | 62,668:13:__ | 0:__:__ | 69,166:13:__ |
| 同 17(1640) | 0:__:__ | 41,448:17: 4 | 41,448:17: 4 |

註) Negotie Grootboeken anno 1624/26-1639/40, N.F.J.975-984 による。※は松浦氏の代理人 (Rentmeester van Heer van Firando) から受け取った分であり松浦氏の勘定には含まれない。総取引高には次期繰越高は含まれない。

合を見ると、表1-4のごとく、一六二四一二六年には総取引高六万一二三ニグルデン三スタイフェル一二ペニングの約四三%にあたる米が引き渡されていたものが、一六二六一二八年には総取引高一万四六二六グルデン五スタイフェルの約九七%にあたる米が引き渡されているのである。⁽¹⁾一六二八(寛永五)年八月二日付のオランダ商館長コルネリス・ファン・ナイエンローデが参府中の特使ピーテル・ムイゼルに宛てた書翰は、松浦氏からの米が商館の倉庫に保管されオランダ船で積み出されたということを伝えている。⁽²⁾

しかし、前節で述べたごとく、同年五月のタイオワン事件により、平戸オランダ商館の米の輸出は中断することとなった。このため、同商館の仕訳帳においても、米の取引は、同年三月三日を最後に一六三四(寛永一)年一月二八日まで見られない。⁽³⁾一六三三(寛永一〇)年の貿易再開にともない平戸オランダ商館は、翌一六三四年には七四五〇パール(二九八〇石)、三万三二九ニグルデン三スタイフェル一二ペニングの米を取引し輸出したが、同年の米のうち三四〇〇パールは商人からの米であり、残りの四〇五〇パール、一万八〇九八グルデン八スタイフェル一二ペニングは同年一月二四日に「平戸の領主の代理人 Rentmaster van Heer van Firando」から引き渡された米であった。⁽⁴⁾したがって同年には、松浦氏との間の直接の米の取引はなかった。その理由は、同年一六三四(寛永一)年一月二日付の商館長ニコラス・クーケバッケルの日記に

今日、通詞利右衛門は奉行の集まりに呼ばれ、カピテンに次のことを伝える様、命令された。彼等はこれまで、平戸侯の負債を減らすため、商館に米と小麦を渡す、と約束していたが、彼等はその後江戸から、今年は穀物の代わりに現金をオランダ人に渡す様に、との命令を受取った。そこでカピテンは辛抱してほしい。

このため、プレジデントは夕方、勘定係ストロイエモン殿のところに行き、彼に平戸侯の負債について話し、次の返事を得た。「平戸侯は負債を返したい気持ちはあるが、今年は京で非常に経費がかかっている。彼の息子が来春結婚するので、もしこれ

さえなければ完済することも出来たかもしれないが、臨時の出費は、尚予想される。これが負債が完済できない原因である。従って不可能なので、今年には負債を減らすため、現金で二千テールを支払うことを命令した。今商館に約束してある米と小麦については、負債軽減のため、今年要求される品物で渡し、残りは商館の債権として後日現金で受取ることになろう。⁽⁶⁾」

とあるように、同年寛永一一年には將軍家光が上洛し、松浦氏はその供奉と翌年の嗣子鎮信の従五位下肥前守への叙任を控え、年貢米をオランダ商館への負債の返却に充てることが出来なかったという⁽⁶⁾すなわち幕府に対する軍役と大名としての儀礼の遂行のため、松浦氏は江戸・京での多大の出費を余儀なくされていたのであり、その年貢米の大半は否応なく中央市場で換金される状況にあったことを推測させる。また平戸オランダ商館の仕訳帳には、松浦氏に対する売掛金勘定の前年度までの未返済分が前期繰越高に、当年度未までの未返済分が次期繰越高に記載されている。それによれば、一六三四（寛永一一年）年の前期繰越高における前年度までの松浦氏のオランダ商館に対する負債は、五万四一五五グルデン（銀一七三貫二〇〇目）にのぼっており、同年、松浦氏は現銀三万〇三七五グルデン（銀九七貫二〇〇目）、材木八二四グルデンスタイフェル四ペニング（銀二六貫三七〇目）その他商品を引き渡したため、同年の次期繰越高における負債額は三万九四七二グルデン一四スタイフェル二ペニング（銀約一二六貫三一三匁）にまで減少している⁽⁷⁾。

翌一六三五（寛永一二年）年には、輸出米七二四五バール（二八九八石）、三万四五四七グルデン七スタイフェル八ペニングのうち松浦氏の米は七〇二五バール（二八一〇石）、三万三六〇五グルデン一〇スタイフェルと約九七%にも達している⁽⁸⁾。

翌一六三六（寛永一三年）年には、松浦氏はオランダ商館に七万五四九七グルデン一六スタイフェルの商品を引き渡しているが、その約九一%にあたる六万九〇一五グルデン一ニスタイフェル四ペニングを米で渡している。これは一万〇四六五バール（四一八六石）であり同年の輸出米一万八三三五バール（七三三四石）の約五七%であった⁽⁹⁾。

翌一六三七（寛永一四年）年には、オランダ商館の輸出米八九〇〇バール（三五六〇石）、五万五四三〇グルデン四スタイフェル六ペニングの全てが松浦氏の米であった。これは同年に松浦氏からオランダ商館に引き渡された商品の合計五万九七五六グルデン一〇スタイフェル六ペニングの約九三%であった⁽¹⁰⁾。

翌一六三八年一月一〇・一一日（寛永一四年一月二五・二六日）の平戸オランダ商館の日記によれば

米を必要とするなら、領外の米を自由にも買ってよい。即ち有馬、天草の乱の間、彼等の米は倉庫に封印されているので、緊急の必要があっても、誰にも少しも米を渡してはならない、と命令されたからである。⁽¹¹⁾

とあり、松浦氏の領主米は一か月前の寛永一四年一〇月に蜂起した島原・天草の乱の鎮圧のための兵糧米として備蓄されていたために、一旦は輸出が中止されている。島原・天草

の乱は、翌寛永一五年二月二八日の幕府軍の総攻撃をもって鎮圧されるが、オランダ商館は、乱鎮圧以前の同年一六三八年二月一五日（寛永一五年一月二日）から一月七日、一月二三日、一二月一日の四度にわたって合計八〇〇パール（三二〇四石）、四万七一九グルデン一八スタイフェル一ペニングの米を松浦氏から受け取っている⁽²²⁾。同年の輸出入米は合計八五五〇パール（三四二〇石）であり、また同年に松浦氏から引き渡された現銀および商品の合計は五万八〇六四グルデン一八スタイフェル一〇ペニングであった⁽²³⁾。

翌一六三九（寛永一六）年には、オランダ商館の輸出米一万二〇〇〇パール（四八〇〇石）、六万二六六八グルデン一三スタイフェルの全てが松浦氏の米であった。これは同年に松浦氏からオランダ商館に引き渡された商品の合計六万九一六六グルデン一三スタイフェルの約九一％であった⁽²⁴⁾。

しかし、松浦氏の領主米の輸出を中心とする平戸オランダ商館の米輸出も一六四〇（寛永一七）年には一四〇〇パール（五六〇石）と激減し⁽²⁵⁾、翌年のオランダ商館の出島への移転と飢饉の影響もあって、一六四二（寛永一九）年から一六四四（正保元）年までの三年間には平均四〇三パール（一六一石二斗）と大幅に落ち込むことになる⁽²⁶⁾。

（二）細川氏の領主財政とオランダ貿易

一六四一（寛永一八）年六月にオランダ商館が平戸から出島に移転すると、翌一六四二（寛永一九）年にはオランダ商館の米の輸出量は二五〇パール（一〇〇石）と前年の一〇分の一以下に激減する⁽²⁷⁾。その原因は商館の移転とともに、前年からの飢饉の影響もあったと思われるが、その後一六四四（正保元）年までオランダ商館の米の輸出量は低迷し、一六四〇年代の後半から回復していく。そして一六四八（慶安元）年には前年の二倍を上回る五〇四八パール（二〇一九石二斗）を輸出している⁽²⁸⁾。それはどのような理由によるのであろうか。

その手掛かりとなるのが仕訳帳の小書きである。一六四八年よりオランダ商館の仕訳帳に輸出米の産地の小書きが記されるようになる。すなわち、同年一月二〇日の仕訳帳によれば

Pr.'t Comptoir Generaal aan Cassa T.101,838.6.4 f.290,240: 2: 8

voor naervolgende Japans schuijtsilver, rijs, als andersints gescheept
en geladen in 't fluijt schip de Patientie gaande van hier onder
cognosement van der schipper Steven Pietersz. ende boekhouder Jan de
Ridder naer Taijowan, (中略) namentlijk

100 stux Houte caskens met schuijtsilver inhoudende ijder

| | |
|--|--------------------|
| T.1,000 comt | T.100,000. _ _ _ _ |
| 2,000 baelen Fingosen rijs a 82. condrijen ijder | // 1,640. _ _ _ _ |
| 27 stux plancken a 22 condrijn ijder | T. 5.9.4. _ |
| 24 groote balien costen 't zamen | // 19.7. _ |
| 24 groote ijsere ketels costen | // 22. _ _ |

47.6.4

[拙訳]

(借方) 本店勘定 (貸方) 現金 一〇万八三八テール 二九万〇二四〇グルデン
ニスタイフェル八ペニング これらは以下の日本のスホイット銀、米、その他であり、
船長ステフェン・ピーテルスゾーンと書記役ヤン・デ・リッデルが積荷状を作成し、
ここからタイオワンへ行くフライト船パシエンティ号に積まれたもの(中略)す
なわち

| | |
|--------------------------------|----------------|
| それぞれ一〇〇〇テールが入った木箱入りのスホイット銀一〇〇箱 | 一〇万テール |
| それぞれ八ニコンデリンの肥後米二〇〇〇バール | 一六四〇テール |
| それぞれ二ニコンデリンの板 二七枚 | 五テール九マース四コンデリン |
| 大台 二四個 | 一九テール七マース |
| 鉄製の火薬缶 二四個 | 二ニテール |

四七テール六マース四コンデリン

とあり⁽²⁹⁾このほか同月二六日には八〇〇バール、二九日には一〇〇〇バール、一二月三日
には二二八バールの「fingosen rijs」が積み出されている⁽³⁰⁾この結果、同年に輸出され
た五〇四八バール(二〇一一石二斗)の米のうち、四〇二八バール(一六一一石二斗)ま
でが肥後米であった。表1-5に見られるように、一六五三(承応二)年から一六六一
(寛文元)年までは、肥後米の他に「fugiensen rijs」すなわち肥前米や「Sickingosen
rijs」すなわち筑後米も輸出されているが、輸出の中心となったのは肥後米であった。

出島オランダ商館による肥後米の輸出は、表1-6のごとく、「長崎実記年代録」によ
れば、既に一六四三(寛永二〇)年から見られる。表1-5に見られるように、仕訳帳に
よれば、一六四八(慶安元)年から一六六一(寛文元)年までの一四年間のうち一年間
に合計六万四六一八バール(全て一バールを四斗として二万五八四七石二斗)であった。
これは年平均にすると約五八七四バール(約二三五〇石)である。当時の肥後細川藩の表
高は五四万石であったが、免率が不安定であったため、年貢収入は明らかでない。ただ給
人知行分を差し引いた慶安元年(一六四八)の蔵入地は二九万九六五七石であり、その承

表1-5 平戸・出島オランダ商館輸出米の産地

| 年 | 肥後 | 筑前 | 肥前 | 筑後 | 平戸 | その他 | 合計 |
|------------|--------|-----|-------|-------|--------|--------|---------|
| 寛永11(1634) | 0 | 0 | 0 | 0 | ※4,050 | 3,400 | 7,450 |
| 同 12(1635) | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,025 | 220 | 7,245 |
| 同 13(1636) | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,465 | 7,870 | 18,335 |
| 同 14(1637) | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,900 | 0 | 8,900 |
| 同 15(1638) | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,010 | 540 | 8,550 |
| 同 16(1639) | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,000 | 0 | 12,000 |
| 同 17(1640) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,400 | 1,400 |
| 同 18(1641) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,735 | 2,735 |
| 同 19(1642) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 250 | 250 |
| 同 20(1643) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 230 | 230 |
| 正保元(1644) | 0 | 0 | 0 | 0 | 700 | 30 | 730 |
| 同 2(1645) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,630 | 1,630 |
| 同 3(1646) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,940 | 1,940 |
| 同 4(1647) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,870 | 1,870 |
| 慶安元(1648) | 4,028 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,020 | 5,048 |
| 同 2(1649) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,971 | 6,971 |
| 同 3(1650) | 0 | 251 | 0 | 0 | 0 | 4,100 | 4,351 |
| 同 4(1651) | 8,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,400 |
| 承応元(1652) | 9,720 | 0 | 0 | 0 | 0 | 180 | 9,900 |
| 同 2(1653) | 3,170 | 0 | 2,500 | 2,000 | 0 | 260 | 7,930 |
| 同 3(1654) | 7,000 | 0 | 0 | 1,500 | 0 | 325 | 8,825 |
| 明暦元(1655) | 7,150 | 0 | 850 | 0 | 0 | 350 | 8,350 |
| 同 2(1656) | 12,200 | 0 | 0 | 3,500 | 0 | 325 | 16,025 |
| 同 3(1657) | 8,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 170 | 8,170 |
| 万治元(1658) | 4,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 4,020 |
| 同 2(1659) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 200 |
| 同 3(1660) | 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 350 |
| 寛文元(1661) | 800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,200 | 2,000 |
| 合計 | 64,618 | 251 | 3,350 | 7,000 | 51,150 | 37,436 | 163,805 |

註) Facturen anno 1633/34-1664/65, N.F.J.762-787, Negotie Journalen anno 1633/35-1664/65, N.F.J.834-859 による。※は松浦氏の代理人 (Rentmeester van Heer van Firando) から受け取った分であり、松浦氏の勘定には含まれない。単位はバール。但し1バール=約40マート=約0.4石。

表1-6 出島オランダ商館米輸出货量

| 年 | 俵数 | 単価(匁) | 備考 |
|------------|-------|-------|-------------------|
| 寛永18(1641) | 2,000 | 20.5 | 白米4斗入 20目5分替 |
| 同 19(1642) | | | 員数不詳 |
| 同 20(1643) | 150 | 13.2 | 肥後白米 壹俵二付13匁2分替 |
| 正保元(1644) | 15 | 20 | 白米 壹俵二付20目 |
| 同 2(1645) | 152 | 9 | 白米 壹俵二付9匁 |
| 同 3(1646) | 500 | 9.7 | 9匁7分替 |
| 同 4(1647) | 1,850 | | |
| 慶安元(1648) | 2,000 | 8.2 | 肥後米 壹俵二付8匁2分 |
| 同 2(1649) | 1,500 | 10.5 | 白米 4斗入り 壹俵二付10匁5分 |
| 同 3(1650) | | | 米穀其外材木等買渡ル |

註) 「長崎実記年代録」(九州大学文学部文化史研究施設所蔵)による。

応元年（一六五二）当時の年貢高は一三万三四〇〇石であったことから、出島オランダ商館へ売却された年貢米は全体の約一・八％に過ぎなかったといえよう。⁽³¹⁾

しかし、一六五六（明暦二）年には二倍の約三・七％に当たる量が出島オランダ商館によって輸出されており、潜在的な需要が存在していたことは指摘できよう。

細川藩は元和・寛永期の小倉藩の時代から、買物奉行や出入りの商人を通じて平戸・長崎において貿易品の購入を行っていたことは、朝尾直弘・武野要子両氏の研究により明らかとされているが、こうした領主財政に基づく貿易活動は、平戸松浦氏の例に明らかなように、年貢米の販売および商人資本よりの借銀と不可分に結びついていた。⁽³²⁾

小倉時代の細川氏は、瀬戸内海に接した地理的利点を生かして早くから上方市場での年貢米の販売をおこなっていた。吉村豊雄氏によれば、当時小倉から大坂まで船で三日で連絡していたため上方市場の市況に敏感に対応することができたということであるが⁽³³⁾その一方で地域市場としての長崎も重要な存在であり、寛永四年（一六二七）から寛永七年（一六三〇）までの間と推定される十一月七日付の藩主忠利の書状には

一長崎・大坂之米双場引合ひへは、長崎へ勝手能い間、先少米積下由、得其意の事⁽³⁴⁾と、大坂より長崎の市況が良いと見て、長崎への廻米を指示している。

但し表1-6・1-7に見られるごとく、慶安元年（一六四八）の出島オランダ商館による肥後米の購入価格は、同商館の仕訳帳および「長崎実記年代録」とともに、一石につき二〇・五匁であった。同年七月の熊本における米相場は一石につき二五・五三匁⁽³⁵⁾同年の京における米相場は二七・五八匁ということであるので⁽³⁶⁾出島オランダ商館の購入価格は国元・京の相場を下回っていたことになる。仕訳帳によれば出島オランダ商館の肥後米の購入価格は、その後一六五八（万治元）年には一石につき三五匁と熊本（四五・四五匁）、京（五〇・二六匁）の相場を下回っていたが、一六六〇（万治三）年には九七・五匁（熊本の相場は五八匁、京の相場は六九・〇六匁）、一六六一（寛文元）年には五三・七五匁（熊本の相場は五〇目、京の相場は五一匁）と国元・京の相場を上回るようになった。⁽³⁷⁾

朝尾直弘氏は元和・寛永期の小倉細川藩の上方借銀について、長崎における海外貿易の存在が高利の上方借銀を保証していたとされている。⁽³⁸⁾朝尾氏の研究は、近世初期すなわち鎖国形成期の西国大名の財政構造を上方と長崎の商人資本との関係から明らかにしようとしたものであり、幕藩制全国市場の成立過程における上方資本を中心として西国大名の財政を見通そうとするものであり、結果的にはそのとおりであろう。

しかし、近世初期の細川氏をはじめとする西国大名の領主財政にとっての長崎市場の役割は、当初より中央市場たる上方における借銀や年貢米売却を補完あるいは保証する二次的なものではなく、相対的な存在であったのではなかろうか。むしろ、上方市場の中央的性格が鎖国制による幕藩制国家の形成を前提とするものであったことを考慮するならば、近世初期の西国大名にとっての長崎市場は、その近距離性と南シナ海域から東南アジアを含めた海外市場に連結する広域性から、国内市場としての上方市場を凌駕する潜在的な需要

表1-7 平戸・長崎オランダ商館米購入価格

| 年 | 単価 | 量 | 年 | 単価 | 量 |
|------------|-------|-------|-----------|-------|--------|
| 寛永11(1634) | 14.3 | 7,450 | 同 4(1647) | 7.6 | 1,250 |
| 同 12(1635) | 13.7 | 220 | | 15.0 | 20 |
| | 14.8 | 7,025 | | 7.8 | 600 |
| 同 13(1636) | 17.2 | 500 | 慶安元(1648) | ※ 8.2 | 4,028 |
| | 19.6 | 5,591 | | 7.5 | 1,000 |
| | 21.5 | 175 | | 16.0 | 20 |
| | 13.0 | 4,309 | 同 2(1649) | 10.5 | 4,050 |
| | 35.6 | 200 | | 8.8 | 2,671 |
| | 22.0 | 1,800 | | 9.0 | 220 |
| | 25.8 | 2,460 | | 9.3 | 30 |
| | 28.4 | 300 | 同 3(1650) | 10.3 | 3,300 |
| | 23.2 | 3,000 | | 15.0 | 251 |
| 同 14(1637) | 19.5 | 1,080 | | 10.0 | 800 |
| | 20.8 | 600 | 同 4(1651) | ※11.0 | 8,400 |
| | 21.6 | 4,120 | 承応元(1652) | ※10.5 | 9,720 |
| | 23.6 | 100 | | 10.5 | 150 |
| | 23.2 | 3,000 | | 15.0 | 30 |
| 同 15(1638) | 20.7 | 250 | 同 2(1653) | ※12.2 | 3,170 |
| | 15.8 | 700 | | 12.2 | 2,000 |
| | 18.4 | 3,550 | | 24.0 | 210 |
| | 23.4 | 250 | | 11.5 | 2,500 |
| | 21.1 | 300 | | 15.0 | 50 |
| | 23.55 | 1,560 | 同 3(1654) | ※14.3 | 7,000 |
| | 24.9 | 1,940 | | 25.05 | 325 |
| 同 16(1639) | 21.1 | 1,600 | | 13.3 | 1,500 |
| | 20.5 | 2,100 | 明暦元(1655) | ※14.3 | 1,300 |
| | 20.0 | 3,900 | | ※13.4 | 5,850 |
| | 20.2 | 1,000 | | 12.7 | 850 |
| | 13.2 | 3,400 | | 24.2 | 25 |
| 同 17(1640) | 20.2 | 600 | | 24.6 | 325 |
| | 19.8 | 800 | 同 2(1656) | ※13.8 | 12,200 |
| 同 18(1641) | 20.5 | 2,700 | | 25.3 | 300 |
| | 37.2 | 35 | | 12.8 | 3,500 |
| 同 19(1642) | 29.2 | 250 | | 22.3 | 25 |
| 同 20(1643) | 25.0 | 200 | 同 3(1657) | 22.5 | 170 |
| | 35.0 | 30 | | ※13.0 | 8,000 |
| 正保元(1644) | 11.4 | 700 | 万治元(1658) | ※14.0 | 4,000 |
| | 22.0 | 30 | | 26.7 | 20 |
| 同 2(1645) | 15.2 | 500 | 同 2(1659) | 29.5 | 200 |
| | 33.0 | 30 | 同 3(1660) | ※39.0 | 150 |
| | 16.4 | 100 | | 39.0 | 200 |
| | 14.0 | 1,000 | 寛文元(1661) | ※21.5 | 800 |
| 同 3(1646) | 9.7 | 1,390 | | 21.5 | 1,000 |
| | 17.0 | 50 | | 39.6 | 200 |
| | 13.0 | 100 | 同 2(1662) | 36.0 | 300 |
| | 7.8 | 400 | 同 5(1665) | 21.0 | 50 |

註) Negotie Journalen anno 1633/35-1664/65, N.F.J.834-859.による。単価は匁。※は肥後米。量はバール。但し1バール=約40マート=約0.4石。

を有していたと考えられるのである。このような西国大名の財政にとっての長崎の重要性は、鎖国政策による幕藩制国内市場の成立によって、長崎市場が一地域市場に転落した後も維持され続けたことは、森泰博氏によって指摘されている⁽³⁹⁾とりわけ都市としての長崎自体が、寛永二年（一六二五）に細川氏の年寄衆が

一長崎へ我等米不参いハ、国々参間敷い、左いへハ異国之者迷惑可仕い、御為不可然い間、少なりとも長崎へ米売遣尤い⁽⁴⁰⁾

と述べているように、細川氏の年貢米に依存しており、長崎市場は細川氏にとって経済的のみならず政治的にも重要であった。

寛永九年（一六三二）一月の肥後転封の後、寛永一〇年代に入ると、細川氏の上方への廻米量も増加し、寛永一一年（一六三四）には二万二四〇二石にまでなった⁽⁴¹⁾その一方で長崎市場の近距離性もなお一層強化され、寛永九年（一六三二）七月廿一日付の「奉書」によれば

一肥後へ移廻申い御米口之津へ着仕、船仕かけ置申い、（中略）右之御米ハいつニい
[]長崎ニ而成共うり可申い米の代銀を長崎之中野長兵衛・木津船右衛門ニ預
ケ置可申旨、笠印を以被 仰出い、（以下略）⁽⁴²⁾

と、転封直前に肥後に回送した年貢米を長崎に送り、長崎商人である中野長兵衛・木津船右衛門の両名に売却させるよう指示が出されている。

寛永一〇（一六三三）年二月、幕府が長崎奉行に対して与えた老中奉書（いわゆる第一次鎖国令）は、その第一〇条において

一奉公人於長崎異国船之荷物、唐人前より直ニ買取候儀、停止之事⁽⁴³⁾

として、長崎における西国大名の給人の直接取引を禁止しており、これにより翌寛永一一年六月廿三日付の忠興の書状によれば

（前略）長崎へ人を遣、唐物かい候儀、弥不成候哉、但、惣別長崎へ参かい物仕町人を頼候而、其者かい候内を利を付かい取候事ハ不苦候哉、此儀様子可承候、（後略）⁽⁴⁴⁾
とあり、細川氏は長崎における買物奉行の直接の取引を禁じ、長崎商人に利銀を支払い、彼らを通じて貿易品の購入を行うこととした。

これら長崎商人の中で寛永一〇年代以降、とりわけ細川氏の財政と深く結びついていたのは天野屋であった。天野屋太郎左衛門は、慶安年間には長崎地下中惣代を務めるなど政治力をもった長崎の有力商人であった一方⁽⁴⁵⁾寛永一二年（一六三五）の肥後細川藩の長崎蔵屋敷の設置に際して、年貢米の販売を任されるようになり⁽⁴⁶⁾一六五〇年代初めの慶安年間には藩主の嫡子式部少輔家の蔵米の長崎での運用に当たるなど⁽⁴⁷⁾細川氏の財政ととも深くかかわっていた。

その一方で、この天野屋はオランダ商館と取引のあった有力商人であり、一六三六（寛永一三）年には天野屋藤左衛門が細川家の御用商人として、堺の革屋新九郎とともにオランダ商館から生糸などを買い付けている⁽⁴⁸⁾また慶安・承応年間には長崎での輸入品の調達

やオランダ商館の売り出しにも参加しており⁽⁴⁹⁾、細川氏の領主財政の長崎市場における代理人であるとともに、平戸時代以来のオランダ商館との取引関係を利用して細川氏とオランダ商館との仲介を果たしていたと見られる。

このように寛永鎖国令の後も、西国大名は年貢米販売を通じての長崎市場と長崎商人との関係を介して、間接的な貿易活動を維持していたのである。

出島オランダ商館による肥後米の輸出は、一六六〇年代に入りオランダが台湾を撤退するまで続く⁽⁵⁰⁾。このことは東アジアの国際情勢の変化によって日本米の需要が失われるまで、幕府自身は西国大名の財政を貿易から遮断できなかったことを示しているといえよう。一六六〇年代の寛文期は、幕藩制的全国市場が形成される時期とされるが⁽⁵¹⁾その前提としてこのような大名財政と海外市場の接点としての長崎の地位の変化があったと考えられるのである。

註

- (1) 加藤榮一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」の分析を中心に——」（『東京大学史料編纂所報』第三号、一九六八年）、同「一六三七年平戸オランダ商館貿易表（一）（二）」（『東京大学史料編纂所報』第五・六号、一九七〇・一九七一年）。
- (2) 永積洋子「平戸藩とオランダ貿易」（『日本歴史』二八六号、一九七二年）。
- (3) *Negotie Journaal anno 1620/24, N.F.J.829.*（オランダ国立ハーグ中央文書館所蔵日本商館文書）。
- (4) *Grootboek anno 1624/26, N.F.J.975.* これに対して松浦氏よりは一六二五年九月一日から一六二六年二月一七日まで四回にわたって一万九五九四テール三マースすなわち六万一二三ニグルデン三スタイフェルーニベニングの現銀と米とが支払われている（表1-4参照）。
- (5) *Negotie Journaal anno 1624/26, N.F.J.830.*
- (6) 加藤榮一『幕藩制国家の形成と外国貿易』、校倉書房、一九九三年、七九一八四頁。
- (7) オランダ商館の仕訳帳によれば、一六二四（寛永元）年より、多少の例外はあるものの、一バールはおよそ四〇マートもしくは八〇カティもしくは四〇ガンタンとされている。マート（maten）は容積の単位であり、一般的には一マートが一・二リットルであり、穀物については二七・八一四リットルであった（Pieter van Dam, *Beschryvinge van de Oostindische Compagnie, eerste boek, deel 1, 1927 's-Gravenhage, pp.741-742*）。輸出米のマートは一・二リットルに近いと思われる。加藤榮一氏は一マートを一升拵程度の容積とされ、一バールを四斗俵とされている（加藤、註〔6〕所掲書、七八頁）。カティ（cattij）は重量単位であり一カティが〇・六キログラムであるので（*op. cit., eerste boek, deel 11, p.694*）、四〇

- マートは四八キログラムで四斗米とほぼ等しい。ガンタン (gantang) は容積の場合八・五リットル、重量の場合一二・五ポンドであるが (op. cit., tweede boek, deel 1, p.820)、仕訳帳ではマートと同じ単位として用いられていると思われる。
- (8) Grootboeken anno 1624/26-26/28, N.F.J.975,976.
 - (9) 行武和博「寛永一八年(一六四一)の日蘭貿易における『取引』について—平戸および長崎出島オランダ商館『仕訳帳』の分析—」(『中央史学』第九号、一九八六年)。
 - (10) Negotie Journalen anno 1626/28-1635, N.F.J.831-835.
 - (11) Negotie Journalen anno 1624/26-1626/28, N.F.J.830-831.
 - (12) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第一輯、一九六九年、二二五頁。
 - (13) Negotie Journaal anno 1633/35, N.F.J.834.
 - (14) op. cit..
 - (15) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第三輯、一九六九年、一八四—一八五頁。
 - (16) 『徳川実記』第二篇、吉川弘文館、一九三〇年、六四—頁。『寛政重修諸家譜』第八、続群書類従完成会、一九六五年、九—頁。「家譜」では註(13)の引用史料に見られる結婚の事実は記載されておらず、官位叙任のみを記している。
 - (17) Grootboek anno 1633/35, N.F.J.978.
 - (18) Grootboek anno 1635, N.F.J.979.
 - (19) Grootboek anno 1636, N.F.J.980.
 - (20) Grootboek anno 1637, N.F.J.981.
 - (21) 永積、註(15)前掲書、第四輯、一九七〇年、四四頁。
 - (22) Negotie Journaal anno 1638, N.F.J.838.
 - (23) Grootboek anno 1638, N.F.J.982.
 - (24) Grootboek anno 1639, N.F.J.983.
 - (25) Negotie Journaal anno 1640, N.F.J.840.
 - (26) Negotie Journaal anno 1641/42-1643/44, N.F.J.842-844.
 - (27) Negotie Journaal anno 1641/42, N.F.J.842.
 - (28) Negotie Journaal anno 1647/48, N.F.J.848.
 - (29) op. cit..
 - (30) op. cit..
 - (31) 吉村「正保・万治期財政政策の展開と特買—熊本藩を中心に—」(『九州史学』第六五号、一九七九年)。同「寛永十年代の大名財政—熊本藩細川氏を中心に—」(『史学研究』一三八号、一七九九年)。
 - (32) 朝尾直弘「上方から見た元和・寛永期の細川藩」(大阪歴史学会編『幕藩制確立期の諸問題』、吉川弘文館、一九六三年)。武野要子『藩貿易史の研究』(ミネルヴ

ァ書房、一九七九年）。

- (33) 註(31)所掲、吉村『史学研究』掲載論文。
- (34) 熊本県編『熊本県史料』近世編二、一九六五年、二〇五頁。
- (35) 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』、一九七四年、三七五頁。
- (36) 小葉田淳・豊田武・寶月圭吾・森克己編『讀史總覽』、人物往来社、一九六六年、七六三頁。
- (37) 註(35)所掲書、三七五頁、註(36)所掲書、七六三頁。
- (38) 朝尾、註(32)所掲論文。
- (39) 森泰博『大名金融史論』、新生社、一九七〇年、四六一四七頁。
- (40) 「部分御旧記」勘定部一、御賣米之事（九州大学文学部文化史研究施設所蔵田北岡文庫写真版）。
- (41) 註(31)所掲、吉村『史学研究』掲載論文。
- (42) 「奉書」寛永九年（九州大学文学部文化史研究施設所蔵田北岡文庫写真版）。
- (43) 『徳川禁令考』前集第六、創文社、一九五九年、三七五一三七六頁。武野要子氏はこの条文を武士による輸入品の直買禁止令とされている（武野要子「鎖国と細川藩」〔宮本又次編『商品流通の史的研究』、ミネルヴァ書房、一九六七年〕）。
- (44) 『大日本近世史料 細川家史料』五、東京大学出版会、一九七六年、二二九頁。
- (45) 「柏原家舊記」（『肥後文献叢書』二、歴史図書社、一九七一年、一七四一一七五頁）。地下中惣代としての天野屋については中村賢氏の論考がある（中村賢「長崎貿易利銀配分体制の形成」〔『九州史学』第二九号、一九六五年〕）。
- (46) 註(31)所掲、吉村『史学研究』掲載論文。
- (47) 「所帯」（熊本大学図書館所蔵松井家文書）。
- (48) 加藤榮一、註(1)『東京大学史料編纂所報』第三号掲載論文。
- (49) 村上直二郎訳『長崎オランダ商館の日記』第三輯、岩波書店、一九五八年、二一四頁。武野、註(43)所掲論文。
- (50) 拙稿「近世初期の米輸出禁止について一寛文八年令とオランダ貿易一」（『日本歴史』五五三号、一九九四年）。
- (51) 中井信彦「近世都市の発展」（『岩波講座日本歴史』近世3、岩波書店、一九六三年）。

第三節 オランダ商館への負債とその処理

前述のごとく、現存する仕訳帳によれば、松浦氏と平戸オランダ商館との取引は一六二一年一月二八日から見られる⁽¹⁾。仕訳帳には、売掛金人名勘定で取引していた大名・武士

・商人らに対する売掛金の前年度まで未返済分が前期繰越高に、当年度未までの未返済分が次期繰越高に記載されている。このうち平戸藩主松浦氏の負債は、表1-8のごとく、一六二四（寛永元）年から一六二六（寛永三）年までの仕訳帳では一六二四年一月二日の前期繰越高では一万二四四八グルデン一六スタイフェル（四一貫四九六匁）あったが、一六二六年二月二八日の次期繰越高では二万八〇六五グルデン一三スタイフェル八ペニング（九三貫目）に増加している⁽²⁾。一六二四年から一六二六年までの二年間の松浦氏による

表1-8 松浦氏負債残高（1624-1639年）

| 年 | 残高（テール） | 残高（グルデン） |
|-----------------|---------------------------------------|---------------|
| 寛永元- 3(1624-26) | 9,300 | 28,065:13: 8 |
| 同 3- 5(1626-28) | 6,454.1 | 19,172: 4:12 |
| 同 6-10(1629-33) | 17,320 | 54,125:__:__ |
| 同 11(1634) | 12,631.26 ³ / ₅ | 39,472:14: 2 |
| 同 12(1635) | 7,138.93 ² / ₅ | 22,309: 3: 6 |
| 同 13(1636) | 10,000 | 28,500:__:__ |
| 同 14(1637) | 3,757.66 | 10,709: 6:10 |
| 同 15(1638) | 14,801.54 | 42,183:16: 5 |
| 同 16(1639) | 23,789.66 | 67,800:10:10 |
| 同 17(1640) | 23,624.65 | 67,330: 5: __ |

註) 負債は次期繰越分である。Negotie Grootboeken anno 1624/26-1638/39, N.F.J.975-983 による。

輸入品の掛買い取引高は七万七七四三グルデン九スタイフェル一ニペニングに上っており、輸入品買付けの増加とともに負債も増えていったといえよう⁽³⁾。

当時、松浦氏はオランダ商館から掛買いで生糸などの輸入品を取引する一方、現金（丁銀）や商品で決済を行っていたが、表1-4に見られるように、その大半は丁銀と米とであった。とりわけ一六三〇（寛永七）年二月から一六三三（寛永一〇）年一月にかけて五万九六五グルデン一八スタイフェル一ニペニング（一六六貫二九一匁）もの丁銀が支払われている⁽⁴⁾。

その一方、この四年間は一六二八（寛永八）年に起きたタイオワン事件のために一六三二（寛永九）年まで貿易が中断していたにもかかわらず、オランダ商館に対する松浦氏の負債は増加しており、一六三三（寛永一〇）年の次期繰越高においては五万四一二五グルデン（一七三貫二〇〇目）に達している⁽⁵⁾。このように貿易が中断して取引がおこなわれないうちにもかかわらず負債が急増した理由はいったい何だったのであろうか。

その理由の一つは、前節で明らかにしたごとく、貿易中止期間の幕府による米輸出の禁止措置のため松浦氏による米での返済が見られなかったことが挙げられよう。それとともに一六二八（寛永五）年から一六三三（寛永一〇）年までのオランダ商館の仕訳帳によれば、同商館は一六三一（寛永八）年四月一三日に

Pr.Figiensamma Hr. tot Firando aen cassa fl.31,250_

T.10,000:_ soo veel hem op sijn versoeck geleent hebbe
volgens de **resolutie** van den 28en Meert passado

[拙訳]

〔借方〕肥前様、平戸の領主 〔貸方〕現金勘定 三万一二五〇グルデン
一万テールは、三月二八日の決議に従って、彼の要求に基づき貸し付けられた分

として⁽⁶⁾三万一二五〇グルデン（一〇〇貫目）を松浦氏に貸し付けている。同年にはさら
に十一月一六日に

Pr.Figiensamma Hr. tot Firando aen cassa

fl.46,875:_ T.15,000_ soo veel aen hem
geleent hebbe om tegens 't vertrecken der schepen
wederomme te restitueren, volgens het cognoissent.
ende resolutie van den 3en November

fl.46,875:_:_

[拙訳]

〔借方〕肥前様、平戸の領主 〔貸方〕現金勘定
四万六八七五グルデン、一万五〇〇〇テール。これは、十一月三日の同意と決議と
に従って、彼に貸し付けられ、船の出発までに返済されるものである。

とさらに四万六八七五グルデン（一五〇貫目）が一年間の期限で松浦氏に貸し付けられて
おり⁽⁷⁾、このことが松浦氏の負債の急増をもたらしたといえよう。これについて一六三一
（寛永八）年十一月一六日付で商館長コルネリス・ファン・ナイエンローデが江戸在府中
の特使ウィルレム・ヤンセンに宛てた書翰によれば

去る金曜日に、江戸にいる平戸侯からの手紙が渡された。ここで彼は多くの不平を
述べ、特に今会社の金は無駄に寝かされており、利益を得ることは出来ないのだから、
負債を返す時まで一万五千テールを貸してもらえないか、と真剣に頼んで来た。（中
略）彼にはこれまでに一万テール貸しており、近い中にこれを返すという大きな約束
があったのに、これは未だ返済されていず、彼等は今まで我々に、今この金をどうす
ることも出来ない、と弁解し、我々は我々の主人に損害を与えずに、この大きな友情
により平戸侯に、我々に対する奉仕と友情を義務づけることが出来るだろう、と言っ
た⁽⁸⁾。

とあり、これらの現銀は貿易再開の交渉を松浦氏に依存していたオランダ商館が、その政治的配慮からやむなく融資した松浦氏への貸付金であったことがわかる。

平戸オランダ商館からの松浦氏の借銀は、現存する仕訳帳によれば、既に一六二二（元和八）年から見られる。すなわち同年一月二十六日に

Pr.Figensamma Heere van Firando aen Cassa

T.5,000: f.15,000: sijne excelencie op sijn
instantelijck versoeck de grace geleent welck niet
en hebben connen weijgeren

[拙訳]

〔借方〕肥前様、平戸の領主 〔貸方〕現金勘定

五〇〇〇テール、一万五〇〇〇グルデンは、彼の緊急の要求に基づき、
好意によって貸し付けられたもので、拒否することは出来なかった。

とあり⁽⁹⁾オランダ商館は松浦氏からの突然の一方的な要求に応じて、銀五〇貫目分を貸し付けている。その後、一六二四（寛永元）年一月一二日にも

Pr.Figensamma Heer van Firando aen Cassa f.11,475: _:_

over taillen 3,825: _:_ aen hem door sijn instantelijck
versoecken geleent als per sijne hantschrift te betaellen
binnen 8 maeden, dit is hem bij mijn voorsaeten en
oock veele meerder pr. thijen jaerlijcx alsoo geleent
ende sijn alletijt well betaelt geweest doch dit leenen
van mij hebbe meer door bedanck als met goeden wille
gedaen pr. memorie comt als vooren

[拙訳]

〔借方〕肥前様、平戸の領主 〔貸方〕現金勘定 一万一四七五グルデン

三八二五テールは、彼の緊急の要求によって、彼に貸し付けられ、彼の
書付で八か月以内に支払われる。しかしこの借用は善意と感謝からなされる。

とあり⁽¹⁰⁾オランダ商館は再び三八貫二五〇目の借銀を強要されている。

このように平戸オランダ商館は、一六二〇年代から松浦氏に対する融資をおこなってお

り、これが輸出品の掛売りとともに、オランダ商館の仕訳帳における松浦氏の負債を増加させていたのである。

一六三四（寛永一）年の仕訳帳の次期繰越高では、松浦氏の負債は三万九四七二グルデン四スタイフェル二ペニング（約一ニ六貫三三匁）⁽¹⁾、翌一六三五（寛永二）年には二万二三〇九グルデン三スタイフェル六ペニング（約七一貫三八九匁）にまで減少している⁽²⁾。また同年の仕訳帳によれば二月三十一日に

Pr.Figiensamma Hr. van Firando aen Cassa f.18,750: T.6,000: voor soo veel aen de rentmeester van gem. Hr. op leverantie van rijs, tarwe als verscheijde houtwerken geinterrogeert f.18,750: _:

〔拙訳〕

〔借方〕肥前様 〔貸方〕現金勘定 一万八七五〇グルデン、六〇〇〇テールは、領主の代理人に米・小麦・各種の材木の引渡しについて尋ねた分

とあり⁽³⁾、同年初めて松浦氏はオランダ商館に対して輸出米などの代銀を支払っている。

平戸オランダ商館の松浦氏への米の代銀の支払いは、翌一六三六（寛永三）年には一月八日に三万六三二〇グルデンススタイフェル（銀一六貫二二〇目）、二月三十一日に一万九六四一グルデン一八スタイフェル五ペニング（銀六八貫九一〇目）の合計五万五九六一グルデン一八スタイフェル五ペニング（銀一八五貫一三〇目）に増加している（表1-9）⁽⁴⁾。

表1-9 平戸オランダ商館の松浦氏への現銀支払

| 年 | 月日 | 支払高(テール) | 支払高(グルデン) | 名目 |
|------|-------|-----------|----------------|------------|
| 1624 | 1.12 | 3,825 | 11,475: __: __ | 松浦氏の借銀 |
| 1626 | 2.28 | 25.4 | 79: 7: 8 | |
| 1631 | 4.13 | 10,000 | 31,250: __: __ | 松浦氏の借銀 |
| | 11.16 | 15,000 | 46,875: __: __ | 〃 |
| 1635 | 12.31 | 6,000 | 18,750: __: __ | 米・小麦・材木の代銀 |
| 1636 | 1. 8 | 11,622 | 36,320: 1: __ | 〃 |
| | 12.31 | 6,891 | 19,641: 18: 5 | 米の代銀 |
| 1637 | 2. 7 | 5,151 | 14,681: 15: 8 | 〃 |
| 1638 | 1.16 | 15,000 | 42,750: __: __ | 米・小麦の代銀 |
| | 11.24 | 8,000 | 22,800: __: __ | 〃 |
| 1639 | 2.10 | 19,467.66 | 55,482: 16: 11 | 〃 |

註) Negotie Grootboeken anno 1624/26-1638/39, N.F.J.975-983 による。

翌一六三七（寛永四）年にも輸出米の代金一万四六八一グルデン一五スタイフェル八

ペニング（五一貫五一〇目）が支払われており、同年の次期繰越高における松浦氏の負債は一万〇七〇九グルデン六スタイフェルー〇ペニング（銀約三七貫五七七匁）を残すのみとなった。⁽⁵⁾

しかし、その翌年一七三八（寛永一五）年の次期繰越高では四万二一八三グルデン一六スタイフェルー五ペニング（約一四八貫〇一五匁）と、一転して再び負債は増加し始め⁽⁶⁾、翌一六三九（寛永一六）年には六万七八〇〇グルデン一〇スタイフェルー〇ペニング（銀約二三七貫八九七匁）とピークに達するのである。⁽⁷⁾

平戸オランダ商館による松浦氏の米の取引は、表1-3に見られるように、一六三五（寛永一二）年以降その取引米の大半を占めているにもかかわらず、なぜこのように負債が増加しているのでしょうか。その原因は、前節で見たごとく、一六三七（寛永一四）年から翌年にかけての島原・天草の乱のため、松浦氏の領主米が兵糧米として確保されたためであった。一六三九（寛永一六）年二月一日付の前商館長ニコラス・クーケバッケルから新商館長フランソワ・カロン宛の覚書によれば

数カ月前の、勘定係の約束に従って、私が日本から出発する前に、平戸侯が古くから会社に借りている、一万テールの一部が、材木と米で返済されるというよい希望を、我々は常に持っていた。しかし、有馬の戦争、平戸に於ける新規の工事の出費のため、これが断われ、鄭重な理由で、もう少し辛抱しなければならない、として延期された。⁽⁸⁾

とあり、当時の平戸藩は島原の乱における軍役や領内の普請の支払いに年貢米を向けざるを得ず、オランダ商館への負債の返済にまで手が回らなかったのである。

一七四一（寛永一八）年のオランダ商館の移転により、オランダ商館と松浦氏を始めとする大名・武士の領主層との直接の取引は禁止される。これによって松浦氏の財政を支えていたオランダ商館の役割は終わりを告げることとなったが、それは同時に松浦氏を始めとするオランダ商館の取引関係者の債務関係を固定化することとなったのである。

すなわち、それまで平戸オランダ商館の仕訳帳・元帳によれば、既に述べたように、これら日本人との取引は人名勘定が設定され、掛け売り買いが行われていたが、出島移転以降のオランダ商館の仕訳帳・元帳からは人名勘定が消え、これら日本人の負債を生じる原因となっていた掛け売りが行われなくなったのである。

同年一六四〇（寛永一七）年の仕訳帳の次期繰越勘定に記載された負債者は三一名であったが、⁽⁹⁾翌一六四一（寛永一八）年の仕訳帳によれば、同年二月三日に播磨屋九郎左衛門・新右衛門・カンシロウ（以上三名は平戸在住）・甚兵衛・革屋新九郎（以上二名は堺在住）ほか八名が⁽¹⁰⁾同月一三日に広島⁽¹⁰⁾の領主・紀の国の領主・筑後の領主・下関の領主松平長門・筑前の領主松平右衛門の五名が負債を完済しているほか、松浦大膳・金屋助右衛門・松浦八左衛門・タナガワ利助の四名が取り引きを終えており、同年の仕訳帳の次期繰越勘定では掛売り金が未回収のものは、松浦氏以下一四名となっている（表1-10）⁽¹¹⁾。

表1-10 オランダ商館に対する負債者（1640年-1649年）

| | 名 前 | 居所 | 1640年 | 1641年 | 1642年 |
|--------|------------|-----------------|------------------|----------------------|----------------|
| 大名・幕閣 | 松浦肥前守 | 平戸 | 67,330: 5: __ | 36,016: __: 5 | 36,016: __: 5 |
| | 牧野内匠頭 | | 920: 7: __ | 1,282: 6: 9 | 8.24破棄 |
| | 広島 of 領主 | 広島 | 8,017: 1: __ | 2.13完済 | _____ |
| | 紀の国の領主 | 紀伊 | 755: 5: __ | 2.13完済 | _____ |
| | 筑後の領主 | 筑後 | 6,256: 8: 1 | 2.13完済 | _____ |
| | 下関の領主松平長門 | 長門 | 5,238: __: 5 | 2.13完済 | _____ |
| | 筑前の領主松平右衛門 | 筑前 | 6,229: 16: 5 | 2.13完済 | _____ |
| 平戸家臣 | 松浦大学 | | 3,040: 9: 5 | 1,295: 16: 13 | 1,295: 16: 13 |
| | 松浦大膳 | | 9,181: 8: 5 | 6.10完済 _カ | |
| | 松浦主殿 | | 3,477: __: __ | 3,477: __: __ | 8.24破棄 |
| | 松浦内匠 | | 3,178: 16: 10 | 1,282: 6: 9 | 8.24破棄 |
| | 松浦蔵人 | | 769: 10: __ | 769: 10: __ | 8.24破棄 |
| | 長村四郎介（家老） | | 285: __: __ | 285: __: __ | 8.24破棄 |
| 商人 | 平野屋作兵衛 | 平戸 | 855: __: __ | 855: __: __ | 8.24破棄 |
| | 播磨九郎左衛門 | 平戸 | 143,026: 2: 4 | 2.3完済 | |
| | 新右衛門 | 平戸 | 74,432: 10: 12 | 2.3完済 | |
| | カンシロウ | 平戸 | 72,448: 7: 15 | 2.3完済 | |
| | 立花左兵衛 | 京都 | 14,580: 6: 5 | 14,580: 6: 5 | 14,580: 6: 5 |
| | 五左衛門 | 京都 | 1,196: 8: 10 | 1,196: 8: 10 | 8.24破棄 |
| | カナヤ屋スケエモン | 京都 | 450,474: 1: 8 | 2.3完済 _カ | |
| | 福島新左衛門 | 大坂 | 16,673: 19: 1 | 16,673: 19: 1 | 16,673: 19: 1 |
| | 九郎兵衛 | 大坂 | 11,900: 5: 2 | 11,900: 5: 2 | 11,900: 5: 2 |
| | 甚兵衛 | 堺 | 155,426: 18: 13 | 2.3完済 | |
| 革屋新九郎 | 堺 | 555,224: 13: 12 | 2.3完済 | | |
| その他・不明 | 作右衛門 | | 855: __: __ | 855: __: __ | 8.24破棄 |
| | 松浦八左衛門 | | 3,126: 9: __ | 6.10完済 _カ | |
| | ヘイノスケ | | 4,876: 3: 9 | 1,488: 9: 6 | 1,488: 9: 6 |
| | カンギ屋セイベエ | | 207,250: 18: 15 | 2.3完済 | |
| | 平野シンエモン | | 603,899: 9: 14 | 2.3完済 | |
| | タナガワリスケ | | 2,110: 11: 14 | 10.16完済 _カ | |
| | ミヤタロクベエ | | 112,630: 14: 5 | 2.3完済 | |
| 合 計 | | | 2,545,667: 8: 10 | 90,675: 2: 3 | 81,954: 17: __ |

| 1643年 | 1644年 | 1645年 | 1646年 | 1649年 |
|---|---|---|---|--|
| 28,500:11: 5 _____ _____ _____ _____ _____ | 25,650:11: 5 _____ _____ _____ _____ _____ | 25,650:11: 5 _____ _____ _____ _____ _____ | 25,650:11: 5 _____ _____ _____ _____ _____ | 10.31破棄 _____ _____ _____ _____ _____ |
| 1,295:16:13 _____ _____ _____ _____ | 1,295:16:13 _____ _____ _____ _____ | 1,295:16:13 _____ _____ _____ _____ | 10.25破棄 _____ _____ _____ _____ | _____ _____ _____ _____ |
| 14,580: 6: 5 _____ | 14,580: 6: 5 _____ | 14,580: 6: 5 _____ | 10.25破棄 _____ | _____ _____ |
| 16,673:19: 1 11,900: 5: 2 | 16,673:19: 1 11,900: 5: 2 | 16,673:19: 1 11,900: 5: 2 | 10.25破棄 10.25破棄 | _____ _____ |
| 1,488: 9: 6 | 1,488: 9: 6 | 1,488: 9: 6 | 10.25破棄 | _____ _____ |
| 74,439: 8: __ | 71,589: 8: __ | 71,589: 8: __ | 25,650:11: 5 | 0:__:__ |

註) *Negotie Journalen anno 1641-1645/46, N.F.J.841-847* による。金額はグルデン。当時の1グルデンは20スタイフェル、銀一匁は5.7スタイフェルである。負債は翌年に繰越された分。なお人名・居所は加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館『仕訳帳』の分析を中心に——」（『東京大学史料編纂所報』第三号、一九六八年）を参考にさせていただいた。

しかし、先に見たごとく、同年を最後にオランダ商館との掛け売り買いでの取引が行われなくなったため、取引を通じての負債の返済の途は閉ざされることとなった。

その後、これらの負債はどのように処理されていったのであろうか。

翌一六四二（寛永二〇）年八月二四日の仕訳帳によれば、松浦隆信の義父牧野内匠・藩主の一族の松浦主膳・松浦内匠頭・松浦蔵人と家老の長村四郎介といった平戸藩首脳部五名をはじめ八名の負債が破棄されている⁽²²⁾。これについて仕訳帳の小書きによれば

以上の彼らの負債の合計は、一一・一二年から一四年間会社の仕訳帳に継続されているが、そのある者は死亡し、他の者は完済するには貧しく無力である。その場所の長官（長崎奉行＝引用者註）が知らせたように、そのために何らかの手段を用いるならば、疑いなく、その長官はオランダ人を死刑に処すことを命じ、平戸の領主とその役人たちは極端に衰退する原因となるであろう。三三年間平戸にオランダの商館が存続し、その地の領主と役人が常に取引を助けたことを考慮するとともに、何の利益もなく争うことを避けたいならば、それは会社にとって間違いなく大損害である。

それゆえに東インド総督は、その八月二四日の書翰において、それらの負債を前述の理由から、すべて破棄するようというバタビアにおける決定を命じた⁽²³⁾

とあり、平戸藩関係者の負債の破棄は、承知しない場合にはオランダ人の処刑も有り得るという長崎奉行の恫喝もあって、政治的判断から行われたものであることがわかる。この結果、オランダ商館への負債者の残りは藩主松浦肥前守と松浦大学の二名と以下六人となっている。

さらに一六四六（正保三）年一〇月二五日の仕訳帳の次期繰越勘定において、松浦大学と平戸商人立花左兵衛・大坂商人福島新左衛門・大坂商人九郎兵衛・兵之助の五名の負債が破棄されている⁽²⁴⁾。これについて仕訳帳の小書きによれば

以上は会社が平戸に居住していたときに作った彼らの負債の合計であり、支払い能力がない理由による。会社はそれについて何も期待していなかったが、この商館を古い負債から解放するための東インド総督とインド評議会の命令によって、全て帳消しとなる⁽²⁵⁾

と、バタビア当局による回収不可能との最終的な判断に基づいていることがわかるが、これによって、オランダ商館への負債者は平戸の領主松浦肥前守一人となった。

その後、一六四九（慶安二）年七月二七日付のバタビアより出島商館長宛の訓令によれば

我々は、会社を自らの繁栄として支え、その居住を通じて彼の領地において示された平戸の領主の多大な好意と厚情と愛顧に、改めて感謝することを提案する。（中略）我々がその場所を離れねばならず、長崎へ移された後、彼はとりわけ火事によって非常に窮乏し、その収入が滞っているので、彼はおよそ二万五〇〇〇グルデンにも上る会社に対する彼の債務を履行することができない。（中略）すなわち、長年にわたり

彼の領地で享受した多くの恩恵と彼がオランダ人に示した多大の努力に対する感謝の印として、我々は彼を放免し、我々の請求を免除することとし、松浦氏の負債を破棄することを命じるとともに、その旨を手紙で、松浦氏の奉行にも知らせる⁽²⁶⁾とあり、バタビア当局は平戸藩の窮乏にかんがみ、最終的に債務を破棄することを決定し、出島商館に指示している。

この結果、同年一〇月三十一日の仕訳帳には

1/3 Pr. 't Comptoir Generaal aen Figiensamma Heer van Firando f.25,650:11: 5
zoo veel bedraagt 't geene denzelven ten zijnde de Comp. in Firando
resideerde, pr. resto aldaer schuldigh is gebleven, als bij de negotie
boecken dezès Comptoirs, successivelijck voor 't gelopen, blijkt, 't
welck haer Ed. in Batavia, bij missive van 27 Julij passado herwaarts
over, ordonneren, om goede redenen, dat afgeschreven, ende hem quijt
gescholden zal werden. f. 25,650:11: 5

[拙訳]

〔借方〕本店勘定 〔貸方〕平戸の領主肥前様 二万五六五〇グルデン一ースタイ
フェル五ペニング

以上の合計は、平戸に居たとき会社に対する生糸の負債が残ったものであり、会社
の帳簿にずっと引き継がれていたが、バタビアの閣下により、去る六月二七日に
ここへもたらされた書翰により、正当な理由から破棄された分。

とあり⁽²⁷⁾、松浦氏の負債二万五六五〇グルデン一ースタイフェル五ペニング（銀約九〇貫目）
が破棄されている。これによって平戸オランダ商館以来の負債は全て清算され、回収不能
となった負債合計は八万一五九二グルデン二ペニング（銀約二八六貫二八八匁）に上った。

先に見たごとく、松浦氏の負債の返済が滞った理由として、島原の乱以後の軍役や普請、
あるいは災害による藩財政の窮乏が挙げられよう。一六四一（寛永一八）年に干ばつによ
り全国的な飢饉が生じたことも、こうした財政窮乏の一因であったと思われるが、このこ
とについて、一六四一（寛永一八）年の商館長マクシミリアン・ル・メールの日記一〇月
一五日条によれば

米は雨期が遅れたため不作で、刈入れの際には多く虫に喰われ、太陽の熱の害を被
っていた。従って一袋三、四匁騰貴したので、貴族殊に平戸の領主は、収入が主とし
て米によるためと、最近江戸で火災の厄に遭ったため、当分会社に支払をすることが
不可能となり、二、三年の猶予を求めたが、これに応ずることはできず、書翰を執政
内蔵助殿に送り、会社はこの上待つことができぬ、あらゆる手段を尽くして支払って

貰わねば、会社が負債を生じた者に弁償させる規定を設けたゆえ、予が非常な困難に陥ることを知らせた⁽²⁸⁾

とあり、同年松浦氏は干ばつと江戸藩邸の火事とを理由として、負債の支払い延期を求めている。同年の仕訳帳によれば、松浦氏は同年二月二三日に四九一六テール五マース六コンデリンすなわち一万四〇一二グルデン三スタイフェル一五ペニング（銀四九貫一六五匁六分）、また同年一〇月二〇日には六〇七〇テール八マース九コンデリンすなわち一万七三〇グルデン一ニペニング（銀六〇貫七〇八匁九分）の合計三万一三一四グルデン四スタイフェル一ペニングを返済して、負債の半分までを解決している⁽²⁹⁾

しかし翌年には松浦氏からの返済は行われず、翌一六四三（寛永二〇）年には松浦氏は二六三七テールすなわち七五一五グルデン九スタイフェル（銀二六貫三七〇目）しか返済できず、債務履行は行き詰まりを見せる⁽³⁰⁾同年一六四三年一〇月二六日の商館長ヤン・ファン・エルセラックの日記によれば

平戸の執政大膳殿と内蔵助殿に送った書翰の返書が来て、領主肥前殿の借金は米の収穫後払う約束をし、それを実行しなかったのは、できなかったためで、今年は米作が好成績で大部分が支払われるから安心せよと記してあった。同領主は負債に苦しみ、利息が収入の大部分にあたる程であるため、返済は容易でなく、家臣らも（収入を減らされて乏しくなったため＝引用者註）全滅に近い有様である⁽³¹⁾

とあり、平戸藩主の領主財政は莫大な負債のため危機に瀕しており、オランダ商館の負債の支払もめどが立たなくなってしまった。

翌一六四四（正保元）年の仕訳帳によれば、出島オランダ商館は同年五月一六日に松浦氏から米一〇〇〇バール（正味七〇〇バール）、二八五〇グルデン（一〇貫目）を会社に対する負債の返済分として受け取っており⁽³²⁾その後もしばらく松浦氏の負債が破棄されずに残っていたのは、二万グルデンを越える額の大きさとともに、年貢米輸出の可能性と期待とがあったことによると思われる。

註

(1) *Negotie Journaal* anno 1620/24, N.F.J.829.

(2) *Negotie Journaal* anno 1624/26, N.F.J.830.

(3) *Grootboek* anno 1624/26, N.F.J.975.

(4) *Grootboek* anno 1628/33, N.F.J.977.

(5) *Negotie Journaal* anno 1633, N.F.J.833.

(6) *Negotie Journaal* anno 1628/33, N.F.J.832.

(7) *op. cit.*.

(8) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第二輯、岩波書店、一九六九年、一五九頁。

(9) 註(1)所掲史料。

- (10) 註(2)所掲史料。
- (11) *Negotie Journaal* anno 1633/35, N.F.J.834.
- (12) *Negotie Journaal* anno 1635, N.F.J.835.
- (13) op. cit.
- (14) *Negotie Journaal* anno 1636, N.F.J.836.
- (15) *Negotie Journaal* anno 1637, N.F.J.837.
- (16) *Negotie Journaal* anno 1638, N.F.J.838.
- (17) *Negotie Journaal* anno 1639, N.F.J.839.
- (18) 永積洋子、註(8)所掲書、第四輯、五三三頁。
- (19) *Negotie Journaal* anno 1640, N.F.J.840.
- (20) 人名・居所は加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館『仕訳帳』の分析を中心に——」(『東京大学史料編纂所報』第三号、一九六八年)を参考にさせていただいた。
- (21) *Negotie Journaal* anno 1641, N.F.J.841.
- (22) *Negotie Journaal* anno 1641/42, N.F.J.842.
- (23) op. cit..
- (24) *Negotie Journaal* anno 1645/46, N.F.J.846.
- (25) op. cit..
- (26) *Batavias uitgaand briefboek*, Ms.A.R.A., V.O.C.873, fol.66r-67v.
- (27) *Negotie Journaal* anno 1648/49, N.F.J.849.
- (28) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』、第一輯、岩波書店、一九五六年、一一三頁。
- (29) 註(21)所掲史料。
- (30) *Negotie Journaal* anno 1642/43, N.F.J.843.
- (31) 村上直次郎、註(28)所掲書、第一輯、二六〇頁。
- (32) *Negotie Journaal* anno 1643/44, N.F.J.844.

ま と め

以上のごとく、平戸オランダ商館から出島オランダ商館に移行する一七世紀前半のオランダ貿易は、その成立過程であると同時に、寛永期に始まる鎖国制の形成過程であった。

従来の研究においては、近世初期の徳川政権による貿易統制は、慶長九年(一六〇四)年の糸割符制度に見られるごとく、都市特権商人を対象とした統制として捉えられてきた。それは糸割符制度のような国内における外国船貿易のみならず、慶長六年(一六〇一)の

朱印船貿易制度の創設に見られる海外渡航貿易についても京・堺・大坂のいわゆる初期豪商との関わりが論じられてきた。

しかし、糸割符制度についても、寛永八年（一六三一）の五ヶ所糸割符にともなう分国糸の配分が小倉（細川氏）・対馬（宗氏）などいずれも西国大名の城下町であったことは見逃しがたい事実であり、また慶長一三年（一六〇八）前後に大名への海外渡航朱印状の直接の交付が停止された後も、朱印船貿易商人と西国大名との貿易を通じての密接な関わりを指摘することが出来る。すなわち、幕府が中央集権的な国家権力としての地位を確立するためには、個別領主権としての外交・貿易権を行使する西国大名の個別的な外交・貿易権を吸収することが必要であり、幕府のいわゆる鎖国政策は単に对外政策であるのみならず、個別領主としての大名の統制までを含むものであり、国内支配には「鎖国」の実現が不可欠であった。

鎖国制下の幕藩制経済においては、個別的封建領主である大名は、その貢租米の大半を大坂を中心とする中央市場において売却し換金することを必然としていたが、それは藩主の出府や度重なる江戸・京における軍役や普請役によって、中央での貢租米の大量の売却による莫大な出費を強いられたことから必然化した。「鎖国」の形成過程とは、とりも直さず、このような幕藩制経済の形成過程であり、徳川幕府の中央集権的な政治権力は、このような中央市場によって支配された経済の上に初めて実現されたのである。

慶長一四年（一六〇九）幕府は島津氏など西国大名に対して、五〇〇石積み以上の船の保有を禁止し没収するいわゆる大船保有禁止令を出す。これも単に大名の保有する海軍力の脅威という軍事面のみならず、これら大船による通商貿易活動の剥奪という経済面から考慮する必要がある。大船保有禁止令は寛永一二年（一六三五）の武家諸法度において再令されるが、同年にはまたいわゆる第三次鎖国令によって、奉書船を含めた一切の日本人の海外渡航が禁止されていることは注目すべきである。

しかし寛永期のこれらの政策によって、大名の貿易活動が全く禁圧されたわけではなかった。そこには、商人を通じて外国貿易に参加する方途がまだ存在したのであり、年貢米売却市場としての長崎市場が海外市場と連結する限り、西国大名財政は海外貿易に関わり続けていたのである。